

平成22年3月第23回互理町議会定例会会議録（第3号）

○ 平成22年3月9日第23回互理町議会定例会は、互理町議会議事堂に招集された。

○ 応招議員（20名）

1 番	小野 一雄	2 番	熊澤 勇
3 番	鞠子 幸則	4 番	相澤 久美子
5 番	渡邊 健一	6 番	高野 孝一
7 番	宍戸 秀正	8 番	安藤 美重子
9 番	鈴木 高行	10番	平間 竹夫
11番	佐藤 アヤ	12番	佐藤 實
13番	山本 久人	14番	熊田 芳子
15番	安田 重行	16番	永浜 紀次
17番	高野 進	18番	島田 金一
19番	安細 隆之	20番	岩佐 信一

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（20名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（ 0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総務課長	森 忠 則	企画財政課長	佐 藤 仁 志
税務課長	日 下 初 夫	保健福祉課長	佐 藤 浄
町民生活課長	安 喰 和 子	産業観光課長	東 常太郎
わたり温泉鳥の海所長	作 間 行 雄	都市建設課長	古 積 敏 男
上下水道課長	清 野 博 文	会計管理者兼会計課長	齋 藤 良 一
教育長	岩 城 敏 夫	学務課長	遠 藤 敏 夫
生涯学習課長	佐々木 利 久	農業委員会事務局長	東 常太郎
代表監査委員	齋 藤 功		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	佐 藤 正 司	庶務班長	牛 坂 昌 浩
書記	佐 藤 義 行		

議事日程第3号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前 9時59分 開議

議長（岩佐信一君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岩佐信一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、4番 相澤久美子議員、5番 渡邊健一議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（岩佐信一君） 日程第2、一般質問を行います。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。順次発言を許します。

14番 熊田芳子議員、登壇。

〔14番 熊田芳子君 登壇〕

14番（熊田芳子君） おはようございます。14番 熊田芳子でございます。

本日は、2点について質問させていただきます。

第1点目は、任期満了に伴い、3期目の町長の決意についてと、2番、互理町における「減災」に対する取り組みについて、この2点を質問をさせていただきます。

齋藤町政は平成14年に発足以来、「思いやりのところで 安全で安心なまちづくり」をモットーに、行政に取り組んで来られました。町長は、これからも町民の皆さんの負託にこたえる重要な責任があると思いますが、決意のほどをお伺いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） それでは、熊田芳子議員にお答えをいたします。

ただいま熊田議員からお話しのとおり、私は平成14年の5月から町長に就任以来、

議員各位を初め、町民の皆様方や関係機関のご支援・ご協力をいただきながら、常に「ふるさと亙理」を愛し、町民の幸せを願いながら、そして「思いやりの心で力を合わせ、安全で安心できる豊かなまちづくり」を念頭に置きまして、町民が主役の「町民のための町政」を基本に誠心誠意全力を尽くしてまいったところでございます。町民の皆様との、協働でのまちづくりを進めてまいったところであります。そして、2期目の現在は、引き続き町民の皆様から寄せられました信頼と期待にこたえるべく、子育て環境、教育環境の充実、そして少子高齢化対策のための福祉の充実と、もっと安心・安全、そして快適な環境づくり、さらにはまちの経済を着実に活性化しようということで、4つのテーマを掲げて町政に取り組んでまいってき

ておるところでございます。さらには、平成18年度からスタートいたしました第4次亙理町総合発展計画に基づいたまちづくりを推進するために、これらの関連事業を実施しながら、「地域協働のまちづくり」と行財政運営の改革を進め、「暮らしやすさナンバーワンを目指し、町民一人ひとりが暮らしやすさを、そして住むことへの安心と誇りを実感できる町づくり」のために、渾身の努力を傾注してまいったところでございます。

おかげさまで、これらの関連事業につきましては、一步一步着実に計画どおり実現に近づいているものと確信をいたしております。しかしながら、限られた財源の中で、年次計画による事業を推進しておりますことから、現在取り組んでいるもの、あるいは今後とも計画に取り組まなければならない課題も抱えておるわけでございます。

その主な内容を申し上げますと、まず、地域協働のまちづくりの推進でございます。そして、亙理町第4次総合発展計画の後期計画の策定。さらには亙理町環境基本条例に基づく亙理町環境基本計画の策定。そして、さらには保健福祉センターの建設と地域福祉、すなわち保健、福祉、医療などの充実。また、雇用対策や少子化と若者の定住を促進するため、企業誘致などの産業振興などがございます。

したがいまして、今後も議員各位を初め、町民の皆様方のご理解をいただきながら、引き続き町政運営を担い、ただいま申し上げました課題に取り組んでまいりたいと考えております。そして、健全で効率的な行財政運営を図るため、さらなる行政改革を計画的に実施し、本町の地域力と町民力を高めるため、新しい時代における地方自治の出発点に立って、住民参画と協働での自立したまちづくりを推進し、

歴史と伝統文化を正しく後世に伝承しながら、「美しいふるさと亘理」の発展のため尽くしたいと考えておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 熊田芳子議員。

14番（熊田芳子君） ただいまの町長の答弁で立候補表明と受けとめ、次の質問に入らせていただきます。

亘理町における「減災」に対する取り組みについて。

今から15年ほど前、1月17日の午前5時46分でした。戦後最大規模で阪神・淡路大震災が発生し、死者6,427人のとうとい命が奪われました。全国各地ではそのときの教訓を生かそうといろいろな備えをしながら災害に強いまちづくりを目指しているところがございます。

そこで、近い将来、高い確率で起きるであろう宮城県沖地震について、本町としての「減災」に対する施策についてお伺いをいたします。

まず、（1）といたしまして、自主防災組織を立ち上げていない地区に、今後どのように指導されていくのかをお伺いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 現在、未結成の行政区は7行政区でございます。ご案内のとおり亘理町の行政区は75行政区があるわけでございますけれども、未結成は7行政区となっておりますわけでございます。

これらの未結成の理由といたしましては、行政区の統合の問題を解決してからということ、あるいは自主防災活動におけるリーダー不足、そして世帯数が少なく全体で対応する組織までは不要であると。例えば逢隈の鷺屋地区は18戸でございますので、それらの内容に自主的にやりたいと、結成しなくてもやりたいというような考え方の方でございます。それぞれの特殊事情や課題があるようでございます。

町といたしましては、このような課題を解決できるよう、各行政区の役員会等でご説明を申し上げながら、それぞれの行政区に合った内容で、結成に向けて指導してまいりたいと思っております。

未結成の7行政区のうち、中町南は単独で、そして吉田浜南・北については2つの区で一つの組織結成に向け、行政区内で現在協議を進めておる状況であります。やはり、大規模な災害が発生した場合には、地域における処置対応が被害を最小限に食い止めるといふ重要な役割を担っていることから、今後とも自主防災組織の活

動が活発になるよう、指導・助言を行っていきたいと考えております。

特に、担当の総務課においては、自主防災を含めた防災に対する出前講座を実施しておりますので、組織の結成もさることながら、組織の強化・運営に活用していただければと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 熊田芳子議員。

14番（熊田芳子君） ただいま、町長の答弁で、亶理町内では、まだ7行政区が立ち上げていないということでございますが、やはり育成のためには、町当局、それから消防機関、実態に則した地道な指導、そして助言の積み重ねが必要であるかと考えられます。

私の立ち上げている事例を申し上げますと、倉庭地区ではもう既に立ち上げて、自主防災組織活動していますけれども、倉庭住宅が火災になりまして一人お亡くなりになりました。そのときに、自主防災組織が立ち上げて、2日後の出来事だったので。それで、区長が自主防災組織立ち上げて、このマニュアルどおりにできたらよかったということで、感想を述べておられました。

それから新町地区は毎年自主防災組織を立ち上げて、総合防災訓練を悠理館の方で行っております。それで、毎年参加者がどんどんふえまして、非常に盛んに自助・共助の精神を養おうと、皆さん一気になって努力をしているところでございます。

また、私の住んでいる南町北地区は、平成16年に自主防災組織を立ち上げました。それはタウンウォッチングから始めたのです。子供会あるいは南町北親睦会とか、婦人防火クラブとかぞろぞろ歩きまして、皆さんで親睦を深めながら、ここは危ないね、危険なところだねとか、そのタウンウォッチングから始めました。そうして、もう自主防災組織立ち上げてかれこれ7年になりますが、毎年総合防災訓練をやっております。夜間訓練を初め、その際必ずうちの区長はアンケートをとります。そして、昨年度もアンケート調査の結果を見せていただきましたが、区の方で防火防災について準備する物は何がありますかという項目がございました。そこに折り畳みのリヤカーとかジャッキ、つるはし、チェーンソー、そういった回答が返ってきたのです。これはもう自助・共助、この阪神・淡路大震災の災害のときも20万人の方が生き埋めになった状態になりましたが、自分の力や家族、それから15%は町内会や隣近所の人に助けていただいた方がたくさんおられました。そういうことで、

この7行政区立ち上げなければならないとか、そういうふうには言っている場合ではなくて、宮城県沖地震に備えまして事前の取り組みが必要だと思いますので、何かの手を、いろいろなそういったことで啓蒙活動を続けていただきまして、年内にでも、22年度でも全部の地域が立ち上がって、そして亙理町一丸となってその宮城県沖地震の災害に対して、そういった取り組みをすべきだと思いますけれどもいかがでしょうか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 7行政区の設置については、ことしじゅうに設置をお願いしたいということで、行政区長、あるいは地区の消防団を活用しながら、今年度中には100%にいたしたいということで、現在総務課の方でも未設置の行政区長、消防団の幹部の方にもお願いしておるところでございますので、もうしばらくお待ち願いたいということで、今年中にはぜひ100%にいたしたいと思っております。ありがとうございます。

議長（岩佐信一君） 熊田芳子議員。

14番（熊田芳子君） （2）番目の質問に入ります。

2004年に発生した新潟中越地震では、防災無線が聞こえずに避難勧告に気づかなかった住民もおりました。防災無線の非常用電源などの保守点検や、的確な操作の徹底は行っているのでしょうか。

また、津波発生が想定される地区の周知放送は可能かどうかをお尋ねしたいと思います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 現在、町では年2回の保守点検を専門業者による業務委託をいたしておりますが、放送設備あるいは非常用電源については異常はないということで御報告を受けておるところでございます。

防災行政無線の操作面においては、火災関係は亙理消防署で、イベント開催などの定時放送は企画財政課で、緊急放送については総務費で対応するなど、複数の職員が操作できるような体制で対応しておるところでございます。

また、防災行政無線が聞こえにくいとのご意見もいただいておりますことから、防災行政無線のデジタル化にあわせまして、平成23年度からスピーカーの向きを変えたり、本数をふやしたり、さらには屋外子局を増設しながら、難聴地域の解消に

努めてまいりたいと考えております。

次に、津波に対する放送であります。これは関係する海岸部の地域だけに放送しておりますので、亘理地区や吉田西部地区、逢隈地区には放送されないような対応をとっております。一たん「津波警報」が発令された場合には、6・12総合防災訓練でも行っておるとおり、最初に大きな音のサイレン吹鳴を行ってから、避難指示の放送を開始しておるところでございます。そういう中で、聞こえにくい場合は窓をあけたり、外に出たりして情報を収集していただくようお願いもいたしております。

あわせて町広報車や、消防団積載車ポンプ車による広報巡回を実施し、住民に対する避難指示等の周知を図っておるところでございますけれども、今後ともこれらについて徹底を図ってまいりたいと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 熊田芳子議員。

14番（熊田芳子君） 今の町長の答弁で、町として防災行政無線が非常に防災防火に対しての役割が非常に重要であるという認識を、今お聞きしたものでございます。

平成23年にはデジタル化になるというお話でございましたが、デジタル化といたしましても、大きく分けて2種類がございます。デジタルセレフォールとフルデジタルとこの2種類でございます。亘理町はこのどの辺のところでもデジタル化に変えていく方針でございますか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） フルに使えるフルデジタル化と思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 熊田芳子議員。

14番（熊田芳子君） その辺について、次の質問に入ります。

3番、阪神・淡路大震災で一番被害が大きかった神戸市の場合、地震発生、5時46分に発生いたしまして、その後3時間後に職員の出勤率は20%しか確保できなかったというデータが出ております。これは、亘理町としては、そういう考えについてどのように考えておりますか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この職員の出勤状況ということでございますけれども、これらの内容については、亘理地域防災計画がございます。そういう中で、震度4が観測された場合については、総務課長を本部長とする「警戒本部」が設置され、関係する課

ということで総務課・企画財政課・産業観光課・都市建設課・上下水道課の職員が自動的に参集するというようになっております。

また、震度5弱を観測した場合においては、副町長を本部長とする「特別警戒本部」が設置され、「警戒本部」に加えて関係する課の職員を招集する内容になっております。

さらに、震度5強以上を観測した場合には、町長を本部長とする「災害対策本部」が自動的に立ち上げられ、全職員が参集するという体制をとっておるところでございます。

昨年、6月14日の「岩手・宮城内陸地震」においては、本町では震度4を観測したため、「警戒本部」を設置し、関係職員、その際には79名で被害調査等の対応を行っております。また、7月24日には本町で震度5弱を観測した「岩手県沿岸北部地震」が発生、直ちに「特別警戒本部」を立ち上げ、関係職員95名の体制で被害調査等の対応を行いました。

そして、今回のチリ地震による大津波警報の対応に際しましては、避難所の開設、運営等ということもあり、午前10時30分の時点で町長を初めとして145名の職員が参集し、住民の避難や情報の収集に当たったものであります。

以上のように、直接的被害が少ない場合には迅速な対応が可能であります。大規模な被害をこうむった場合にはこのようにはいかないと考えております。

道路の破損、そういう橋の問題、そうなりますと果たして今言った人数がすぐ「対策本部」、「災害対策本部」に招集できるかという、なかなか難しいのではなかろうかとも考えております。

まず、第一に職員本人は大丈夫かと、そして家族は、家は、車はと、出勤する際の道路は。このことはすべての人に言えるわけですが、通常といいますか、被害の少ない場合と比較すれば時間もかかりますし、出勤率が低下することも想定しておかなければなりません。以上のことから、初動体制も少人数で対応できるような各担当課で協力体制を整えていく必要があるということでございます。

そういうことから、常に職員に対しましてはできるだけ町内に住所を設けて住んでもらいたいということ、例えば岩沼、遠くから通っている職員については「災害対策本部」を開いてもなかなか来る車の問題、道路の問題等がありますが、ぜひ町内に住むようにということで、職員にもご指導申し上げておるところでございます。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 熊田芳子議員。

14番（熊田芳子君） 私もこの質問をなぜしたのかと申しますと、やはり消防本部に勤務されている方が、柴田町とかそういった遠くから通われている方がおります。それ以前に、やはりこの自主防災組織を立ち上げていろいろな地域に職員というか、自助・共助・公助、この公助の部分が非常に難しいということで、自分たちの地域は自分たちで守るというふうな常日ごろからのそういった指導を、地道な活動をしていていただきたいという一念で、この質問をさせていただきました。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 今、お話しのとおり、県内から岩沼、名取から、あるいは山元から通勤している。また亘理町からも岩沼、名取、山元、そういうことで2市2町の首長会議の際にもどうしても、例えば岩沼、名取に住んでいる方が亘理に来れない場合については、名取の市役所、岩沼市役所に行って、そこで対応してもらいたい。亘理の職員についても、そういう交流だけでなく、やはり地元にいる方も、今お話しのとおり共助という立場から、そういうやはりお話もしております。特に、岩沼には総務部長、土木部長が亘理町に住んでいると、その場合について橋が壊れたら岩沼市役所に行けない。その場合については、亘理の役場に来てもらって対応するというような方法も今後具体的に進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 熊田芳子議員。

14番（熊田芳子君） 4番の質問に入らせていただきます。

救急車が来るまでの間、処置に必要な救命救急講習など普及啓発はどのように行っているのか。特に遠隔地についてお伺いいたします。

これは、救急車を要請いたしまして、救急車がたどり着くまでの時間が全国平均6分かかります。亘理町の場合は、6分とちょっとぐらいかかります。それで、私が先日、2月28日荒浜1丁目の方で、ちょっと婦人防火クラブと一緒に懇談やっております。その席であなた方救命救急の認定書を何人ぐらい持っているのか手を挙げてと言ったら、実際問題として6人しかおられなかったのですね。ですから、亘理消防本部あるいは山元分署から救急車が荒浜に来る場合、6分以上かかると思うのです。そういうふうに救急救命を必ず取っておいた方がいいよということと言

ったわけなのでございますけれども、そういうふうに遠隔地について、特にそういった自分たちの地域は自分たちで守るということを前提に、倒れた人がいたら助ける、その心肺蘇生法を勉強しておかげで助かった人がいっぱいおります。そういう点でお尋ねいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって、職員が取得するよう講習会に参加させております。本年度の普通救命講習には44名が受講しており、これまで177名が普通救急講習終了書の交付を受けております。職員177名、毎年40名程度ずつ講習には参加させております。

また、災害現場では先頭で活躍する消防団にもお願いをしております。本年度は消防団員81名が受講しておりますし、平成22年度からは年次計画により全消防団員に受講をしていただくよう、消防団長に要請をしておるところでございます。

さらには、自主防災組織での防災訓練においても、亘理町における防災士、熊田議員だと思いますけれども、新町自主防災組織、婦人防火クラブ、そして荒浜の2丁目、3丁目の方々の協力を得ながら、25の組織が消防職員等の指導により救命応急手当等の訓練を実施しておるところでございます。

この普通救急講習は亘理消防署が主催するものであり、毎月9日に開催しておりますが、人数がまとまれば地域に出向いて開催をしております。受講者の募集等については、広報、行政事務組合の「ぎょうせい わたり」の中で啓発をしておりますので、今後とも町と消防署が連携を図りながら救命技術を普及徹底させたい。と申しますのは、町だけではなく消防署職員による救命、私も行政組合の管理者として連携をとりながら進めてまいりたいと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 熊田芳子議員。

14番（熊田芳子君） 心肺蘇生法は、平成15年にまたいろいろと変わってくるのです。口の中の詰まった物を取るとか、そういうこと今しなくなったということと、それから心臓のマッサージは15回というふうに習った方が大勢いらっしゃいますが、今現在は2回呼吸したら30回人工呼吸やるわけなのですけれども、この平成11年に私が最初にとったときに、消防の救命救急士の方があと3年か4年ぐらいたちましたら、皆さんにまた新しく更新してもらうためにご連絡申し上げますということをおっしゃっておりますけれども、いまだかつて、ことしで平成22年ですけれども、いまだ

かつてもうあなたは更新する時期がやってきましたよとか、そういうはがき一本もないのですね。ですから、私どもの地域でも25人取ってありますけれども、皆13年ぐらいのときに取って15回だと思っているのです。それで、そういういろいろな厚生省の方でも変わりますので、そういうふうなときの対応の仕方が非常に、今この宮城県沖地震が、今来てもおかしくないような状況なのに、人命救助が最先端を行かなきゃいけないそういった消防本部の、そういうふうなところをもう少しきちっと危機管理をしていただきたいと思うのですが、その辺についていかがなものでしょうか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 亘理地区行政事務組合、その後については、今お話しの消防事務と救急業務と、葬祭業務を三つ行っておるわけでございますけれども、消防そのものについても、私が管理者ということで命令権があるわけでございますので、それらの対応については、さらに徹底を図っていきたい。そして、やはりそのためには職員の消防に対する意識、そして町民の命を守るという重大さを、さらに深めてまいりたいと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 熊田芳子議員。

14番（熊田芳子君） 次の5番の質問に入ります。

児童生徒が学校時間帯に強い地震が発生した場合、対応の仕方はどうなっているのかお尋ねいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この関係については、教育委員会部局に所属しますので、教育長に答弁をいたさせます。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏夫） それでは、お答え申し上げたいというふうに思います。

まず、初めに熊田議員もご承知のとおり、町内のすべての小学校6校、中学校4校ございますけれども、すべての校舎が耐震診断と補強工事をすべて実施済みでございます。

もう一度申し上げます。町内の10校ありますけれども、すべて校舎の耐震診断と補強工事を行っている。もう既に実施済みであるということでございます。

それで、各学校での地震に対する対応についてお答え申し上げたいと思います。

各学校では、地震等に対するマニュアル書というのをつくっております。それに従って、避難訓練等を行っているわけでございます。その一部を申し上げますと、学校内に児童生徒がいる時間帯で地震が発生した場合は、まず何といたっても児童生徒の安全確保、これを最優先にしております。そして、避難と、2段階に分けて避難訓練を行っているということでございます。

例えば大きく分けて校舎内の場合は、教室、廊下、階段、トイレなどに分けて対応を示しております。また、体育館内とか、校舎、遊具付近の場合などはさまざまな場所を想定して対処法をそのマニュアル書に示しております。それに従って、各学校では避難訓練を行っているわけでございます。

対処法の主なものとしましては、教室内での机の下に身を隠す、これも一つの方法としてやっております。それから、外の場所では窓ガラス、あるいはライト、電灯の下を避けて身を低くするなど示しております。そして、避難の方法につきましても、各学校内で一番安全な場所を避難場所に決め、事前に決めている各避難誘導者、先生方ですけれども、などの指導によって避難する、こういうこともマニュアル書にしっかりと明記しております。

例えば、私がかつて勤めた亘理小学校においては、常時避難場所を学年ごとに示しており、避難する場合は指定された、例えば1年生だったら「1年」と表示されているのです。そこに児童が避難する。例えば、遊び時間などについても、そういうふうに表示しておりますので、子供たちが避難しなさいという緊急放送が鳴った場合は自主的にその場所に、先生の誘導がなくても避難するというふうに訓練をしているところでございます。

なお、各学校におきましては、毎年6月12日の県民防災の日、さらには地震等による災害を想定し、親御さんへ直接児童を引き渡す引き渡し訓練、これもどの小学校も行っております。これもマニュアルに従って避難訓練をしているわけでございます。

今後も、児童生徒の命を預っている各学校の教職員でございますので、児童生徒の命を守るために充実強化を図ってまいりたいと、こういうふうに教育委員会としても指導してまいりたいというふうに考えております。以上です。

議長（岩佐信一君） 熊田芳子議員。

14番（熊田芳子君） 各学校では、危機管理のマニュアルを策定して、対応に当たってい

るという教育長のお言葉でございました。2月28日のチリ地震の大津波の発生のときに、学校の2階が避難場所になりました。これは亘理小学校ではなく5カ所でありました。荒浜小学校の教室の2階が避難場所になりました。今までに大災害が起きた阪神・淡路大震災も朝方だし、新潟中越地震でも夕方と、学校に子供たちがいる時間帯に地震が起きてないので、そういった対応の仕方というのは確立されていないのです。ですから、こういうふうに学校が避難場所となっているときに、子供たちと混乱が起きさないような対応の仕方をぜひとも考えていただきたいと思っております。

次の質問に入ります。

6番、通電火災を起こさないために、本町では町民の皆さんにどう周知しているのかということでございますが、これは、亘理町の防災マップにきちっと表示されておられますが、その通電火災を起こさないために、どういうふうに周知しているのか、その点についてお尋ねいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 議員ご指摘のとおり、停電後の復旧通電の際、過電流、電流が大きくなるということで、火災が発生しやすいと言われておるところでございます。そういう中で、ただいまお話しのとおり、町では平成16年12月に全戸配布いたしました「防災マップ」において、「停電が復旧したときに火災になることがあるので、電気のブレーカーを切る」と説明しております。また、出前講座や自主防災組織の防災訓練の際にも、過電流による火災発生の危険性を啓発しておるところでございます。

しかし、住民に十分理解を得られていないことも考えられますので、過電流による出火防止に加えまして、私日ごろから思っているのですけれども、コンセントのタコ足配線、あるいはコンセントにごみ、ほこりがたまることによって火災が発生するとも言われておりますので、今後やはり過電流さらにはタコ足配線、そしてコンセントにほこりがたまるような状態にしない、つけ加えながら、やはり防災訓練あるいは自主防災組織の中、あるいは今後の広報等で周知徹底を図ってまいりたいと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 熊田芳子議員。

14番（熊田芳子君） ただいま町長の答弁のとおり、電気火災も非常に多い、これは見逃

してはならない火災だと思います。

阪神・淡路大震災は1月17日に発生しました。その20日に皆が避難所に避難しているときに、うちにだれもいないはずなのに、その3日後のいろいろなところで火災が発生しているのです。消防本部も首を傾げました。どういうわけで火災が起きているのだろう、550件も起きているのです。それは、犯人は電気でした。3日後の停電して電気が復旧したために、それが火災となって熱帯魚を飼っていたところは、それが加熱して火災になったとか、そういうふうなところで非常に通電火災が発生いたしました。そして2004年新潟中越地震が起きたときに、婦人防火クラブ員の皆さんや、それから町の広報車が避難所に向かわれる人たちにブレーカー切ってきた、ブレーカー切ってきた、あなたも切ってきた、みんなで話し合ってみんなで通知しました。そして、町の広報車でも「避難所に向かう方はぜひともブレーカーを切ってから避難してください」という放送が流れました。そのおかげで1件の通電火災が、見事にこの火災が発生しなかった、これは阪神・淡路大震災の教訓が生かされたと思うのです。今回の、2月28日、私はたまたま荒浜におりました。荒浜の防災行政無線を聞きました。避難所に指示出ていました。そのときに、その際に、ぜひとも避難所に向かわれるときはブレーカーを切ってください、その放送が流れていなかったのは残念でたまらなかつたです。以上、その辺のところ、ちょっとどのように考えているか、その1点お尋ねしたいと思います。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） その際、今回の大津波につきましては、ご案内のとおり荒浜地区、吉田地区の海岸地帯1,477世帯に対しまして避難指示を出させていただいたところがございます。それらについては町の広報、さらには車による広報等もあるということ、それと同時にやはり家族がいなくなることによって、防犯の問題もあるということ、消防団員あるいは防犯実働隊の方々にもやはり人がいないと何らかの形、泥棒に遭うということから、そういう広報はいたしたわけでございますけれども、今言われたブレーカーをおろすということについても、今後やはり安全・安心なための広報に向けてまいりたいと思っておるところでございます。

議 長（岩佐信一君） 熊田芳子議員。

14番（熊田芳子君） 近い将来、高い確率で宮城県沖地震が発生すると言われてるところでございますが、本町におかれましても被害が本当に最小限に食い止められるよ

う、この自助・共助・公助の精神をもっと地元で普及しまして、災害のない明るいまちづくりをしたいと思っておりますので、これで一般質問を終わります。

議長（岩佐信一君） これをもって熊田芳子議員の質問を終結いたします。

次に17番高野 進議員、登壇。

〔17番 高野 進 君 登壇〕

17番（高野 進君） 17番 高野 進でございます。

2つ質問をいたします。

1つ目、今後進出する企業へ対応する人材を育成、輩出するため、県立亘理高等学校へ工業科、この場合は電子系あるいは機械系を設けるよう、県当局に働きかけてはどうかということでございます。

若干、理由を申し述べます。

現在、エム・セテックの工場進出が予定されております。また、今後の工場進出への対応も必要になります。しかし、一朝一夕に人材を育成することは不可能であります。進出企業に対して即戦力の人材を供給できるインフラ、基盤でございますが、地元で工業系学校があれば魅力的ではないかというふうに思います。ただ、単に地元優先、地主の帰属優先、何々さんを知っているだけでは企業は採用しないのであります。町長、答弁を願います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 高野 進議員にお答えをいたします。

私は最近、村井知事のお話にもよく出てくるものづくり産業の振興と産業人材の育成・確保については、重要な課題と思っておりますのでございます。

このようなことから、本町におきましては、第4次の亘理町総合発展計画の中にも掲載しておるところでございます。毎年宮城県に対しまして、要望事項の最重点項目の一つとして、亘理高校への工業科、すなわち電気科、機械科等の設置について、継続的に要望を重ねてきておるところでございます。

高等教育に意欲を持つ進学者に対しての進学機会を拡大し、また各産業の今後の成長のためには、技術力や生産技術の向上等を支える人材の育成が必要であると考えております。

私が就任しての15年度から、毎年実施しております企業訪問がございます。毎年20社から25社。その際に、企業からの要望といたしまして、今、高野議員が申され

たとおり、工業科即戦力ということを使われておりますけれども、ぜひお願いしたいということでございます。

そういうことから、やはり工業振興と企業誘致の観点から、地域に地元企業への安定した人材確保、そして人材供給のためには技術者の育成と優秀な人材の地元定着を図る必要があることから、今後も県に対しまして、工業科やあるいは情報科等の設置について引き続き要望してまいりたいと思っております。

また、ことしの2月9日に名取市で、順番回りなのですけれども、県南サミットということで4市9町によるところの会議があったわけでございます。そういう中で、特に亘理町といたしましては、村井知事も参加しておりますけれども、特に亘理高校に対しましての要望ということで、第1点だけお願いをしてまいったところでございます。その中で、県の回答が、後で文書で町長あてに参ったわけでございますけれども、読み上げてみますと、「亘理高校については、工業科を設置してはいないものの、これまで多くの人材を産業界に輩出しており、宮城県内の産業振興に貢献していることは十分承知しており、亘理高校への工業科への設置については、宮城県全域における工業系高校の配置のあり方や通学のための交通の利便性を踏まえ検討すべきものと認識しており、今後具体的に検討してまいりたい」と、県から町長あてに回答いただいております。今後とも、亘理高校に対しまして工業科等について、さらに要望活動を展開してまいりたいと思っております。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 県への働きかけの現状、状況を伺いました。

磨き上げた技術力と申しますか、高品質の製品で世界を席卷してきた日本の製造業でございますけれども、人材の採用基準は非常に厳しいというふうに、私は思います。埼玉県の本田の工場でございますけれども、採用には地元優先はいたしませんということでございます。会社が求める基準でやっていきたいということでございます。それは、亘理町役場においても同じようなことだと思います。したがって、技術者育成のためにも亘理高校にぜひ工業科の新設を、強くこれからも働きかけていただきたいというふうに思います。

ちなみに、なるかならないか、私の調べでは、亘理神社の南側、産業試験場がございます。お話では、ことしの7月から8月に解体をする。その後については、県

としてこれから検討するということをおっしゃっております。したがって、参考になればと、その敷地の跡の問題。申し上げて、2つ目の質問に入ります。

2つ目、「わたり温泉鳥の海」についてでございます。

ことし4月から、営業、実は4年目に入ります。計算上は平成20年2月にオープンしてそれが1期目、それから20年4月から21年3月まで、これで2期目。21年、昨年の4月からことし間もなく終わりますが3月まで、これが3期目、そして来年から営業4期目に入るということを、まず申し述べておきます。

そこで、次の5点を質問いたします。

1点目、「わたり温泉鳥の海」運営委員会がございまして。その運営の仕方、具体的な協議事項等を伺います。「わたり温泉鳥の海」設置及び管理に関する条例によれば、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定められておりますが、いまだちょっと見えておりません。ご答弁願いたいと思います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいまお話しのとおり、平成20年2月6日オープンした「わたり温泉鳥の海」は先月2月5日をもちまして、開業から2周年目を迎えることができましたことに対しまして、日々ご支援をいただいております町民の方々、議員の皆様のおかげでありますこと、改めて衷心より感謝を申し上げますところでございます。

また、2周年目を記念いたしまして、「わたり温泉鳥の海」、そして「鳥の海ふれあい市場」共催で、限定ではございますけれども2月5日・6日・7日の3日間のイベントを実施し、雪模様の悪天候にもかかわらず多くのお客様にご来館いただいておりますところでございます。

オープンから利用者数は2月末現在で、ことしの2月末現在で約48万1,000人を数え、1日平均640名の方々にご利用いただいております、あわせてご報告申し上げます。

「わたり温泉鳥の海」運営委員会の運営方法、並びに具体的な協議事項については、本施設はオープンして間もなくまだまだ若い施設であり、お客様のニーズにこたえるべく試行錯誤しながら健全経営を図りつつ、施設の方向性やお客様に対するさまざまなサービスにおいて運営委員会各位からご意見を拝聴し、できることから日々の運営に反映させており、来年度は隔月開催の計画であります。

また、運営委員会での具体的な協議内容については、宴会等における入浴サービ

ス、年数回実施しているイベントの実施内容、さらにはお客様からのアンケートによるご意見、ご要望、例えばホームページの活用によるPRの充実・拡大、わたり温泉独自の料理の提供等の検討、岩盤浴利用促進など、これからも多くのお客様に「わたり温泉鳥の海」を愛していただけるよう、入浴サービス等の充実、岩盤浴利用促進にかかわる特別料金の設定やスタンプラリーなどの実施など、サービス内容を中心に協議をしていただいております。

さらには、「わたり温泉鳥の海営業推進応援隊」が去る2月17日に町内34名の有志の方々により結成され、無償ボランティアによるPR、集客、セールス活動を行っていただくことになっております。これらについても感謝を申し上げたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 私が質問しているのは、運営の仕方、具体的な協議事項等を定めているかどうかということになるわけですが、昨年9月、決算審査特別委員会で鞠子議員が質問しております。委員会の協議事項や細かい規則を定めてはどうかと、要するに条例にはのっていないわけでございます。条例ができたのは平成19年10月でございます。昨年の質問に対しての答弁、作間所長でございますが、「検討させていただきたい」ということでございます。その項目、それを私は質問しているのがあります。答弁願います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 「わたり温泉鳥の海」の総支配人、副町長から答弁いたさせます。

議長（岩佐信一君） 副町長。

副町長（齋藤 貞君） 議員おっしゃるとおりでございます。今後検討したいと思います。

ただ、今までいろいろな面で検討した件がございますけれども、それらを集約して、まとめて検討したいと思います。以上です。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 昨年の9月検討したい、そしてきょう検討したいということですが、じっくりと検討していただきたいと思います。

ところで、この運営委員会の運営委員でございますけれども、10名いらっしゃいます。昨年の11月で10名の任期が切れました。その後決められたと思っておりますけれども、いわゆるその中で産業観光団体の代表何名、人数はいいですから決まったら、

学識経験者何名、住民の代表何名ということで、まだ委嘱については十分配慮して検討したいというのが、昨年のございました。答弁を願います。

議長（岩佐信一君） わたり温泉島の海所長。

わたり温泉島の海所長（作間行雄君） ただいまの運営委員会の割り振りといいますか、その部分でございますけれども、今般10名の内訳につきましては、産業観光団体が3名、学識経験者が3名、住民の代表が4名の合わせて10名というふうなことでお願いしてございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） お願いしているのはわかるのですが、決まったのですか、いかがですか。

議長（岩佐信一君） わたり温泉島の海所長。

わたり温泉島の海所長（作間行雄君） 昨年12月1日付でご委嘱してございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 後ほど委員の名簿の提出を求めたいと思います。

ところで学識経験者ということですが、定義ありましたら、私の方にも考えあるのですが、まずお教えいただきたいと思います。

議長（岩佐信一君） わたり温泉島の海所長。

わたり温泉島の海所長（作間行雄君） 人選に当たりましては、産業観光団体の代表以下、学識経験者、住民の代表というふうなことでございますが、学識経験者につきましては今までの経歴等を参考にさせていただきまして、ご委嘱を申し上げているところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 経歴等の参考はわかるのですが、だれでも参考にするわけですか。例えば、私なりに学識経験者というのは、例えば国家資格を持っているとか、それから大学教授とか、あるいは同じ業界で長年やってきた専門家、それらを含めて学識経験者、特に国家資格と言えど何々士、調理士も「士」ですね、武士の「士」ですが、そういう「士」、税理士とか公認会計士とか、そういう方々を私は学識経験者というふうに、私なりに解釈しております。ただ、経歴書を見てどうのというのはありきたりではないですかね。どうでしょう。

議 長（岩佐信一君） わたり温泉島の海所長。

わたり温泉島の海所長（作間行雄君） 高野委員のおっしゃることももちろんかと思いきりけれども、今後人選をご委嘱をする際におきましては、そのようなことも念頭におきまして、今後検討してまいりたいと思ひます。

議 長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 昨年も委嘱については十分配慮して検討したいということでござひますが、引き続き検討していただきたいと思ひます。

2点目に入ります。

損益計算書、貸借対照表及び営業報告書を作成し、報告をしてはどうかということござひます。ご答弁を願ひます。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） お答へします。

営業報告につきましては、毎月担当職員が利用者数とあわせて月ごとに集計し、発議書を作成しており、町長決裁という形で報告を受けておりますので、私も毎月の歳入歳出状況や利用者数を確認をいたしてあります。

また、議員各位をご承知と存じますが、「広報わたり」においても、これらの営業状態について、6月と12月に半期ごとの財政状況報告を掲載してあります。これらの報告は、すべての一般会計から特別会計そのものについて報告をさせておるところござひます。

次に、損益計算書、貸借対照表の作成については、「わたり温泉島の海特別会計」で運営をしており、観光等の事業に関しては、地方公営企業法の非適用事業に分類され、損益計算書、貸借対照表作成は不必要ではなかろうかと考えてあります。現在は、そのように、それらに準じて決算を行っておるところござひます。今後とも、健全経営を継続するように努力いたしますので、本日の傍聴の方々初め、議員の方々、わたり温泉を愛していただき、ご利用いただければと思っておるところござひます。

議 長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 先ほど、「広報わたり」に収支決算とか報告されているということですが、これ12月ござひます。わたり温泉島の海、歳入金額幾ら、歳出金額幾ら、増減率幾ら、そこまでござひます。これで営業利益とか経常利益はわかりません。

赤字か黒字かもわかりません。町民は実は非常に関心を持っております。これらの営業利益とか、何というか行政の別なやり方はやり方でいいですから、営業利益とか経常利益とかつくって、そして報告すべきではないかというふうに、私は思います。

続けていきます。

平成20年6月定例会、一般質問で私は質問、提言をしました。このように報告したらどうかと。町長の答え、「今後の課題、前向きに検討、時期については少し時間をおかりしたい」。4期目に入ります。そろそろいかがですか、町長、答弁願います。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ただいまのご質問でございますけれども、貸借対照表並びに損益計算書、ただいまの営業利益とかは損益計算書の中での内容かと思っておりますけれども、今お話しのとおり、営業利益とか経常利益、あるいは税引き前の利益と、そして最終的には当期純利益という形が、これが公営企業法による損益計算書という形になるかと思っております。そしてまた、貸借対照表につきましてもご案内のとおり借り方、貸し方それらについての流動資産とか資本費等の問題があるわけでございますけれども、ご案内のとおりわたり温泉鳥の海温泉そのものについては特別会計であるということで、歳入歳出差引額ということで、現時点では十分ではなかろうかと思っておるところでございます。と申しますのは、この貸借対照表、損益計算書、そのものについてはやはり専門的な職員、あるいは棚卸しとか什器備品のいろいろな問題、それらもあろうかと思っておりますけれども、これらについて将来に向けてはそういう形をとることもあろうかと思っておりますけれども、現時点では特別会計決算の中でご理解願いたいと思っておるところでございます。

議 長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 会計学といいますか、難しいということになるのでしょうかけれども、近隣の中小の商店、町内ですけれども、毎年決算書、税務署に届けます。貸借対照表、損益計算書、考えると非常に簡単なのです。

ところで、赤字、黒字もわからないので、今、町長からご理解いただきたいと言われても、今までの報告で、私はちょっと理解はできません。

ところで、平成20年度、去年の9月が決算審査委員会で監査委員の意見書がござ

います。「わたり温泉鳥の海特別会計は通年営業となり云々」とありまして、「今後のさらなる発展を期待するとともに、企業会計に準じた経営分析を行い、管理運営の法律適正化と事業収益の確保により借入金の早期返還に努めるよう望むものである」と監査委員の意見書でございます。これについては、いかがお考えですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 監査委員の意見書そのものについては、十分尊重しなければならないと思っておりますけれども、今後の課題ということで取り組んでまいりたいと思っております。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 課題が山積してきておりますので、なかなか私も理解できないのですが、経営分析を行いとかとなりますと、損益計算書、貸借対照表等なければ財務分析は非常に難しいというより、できないのであります。町長はかつて、先ほどもありましたけれども独立採算制でやり、わかります、内容を分析をしながら特別会計で実施、内容を分析しながら、損益計算書と貸借対照表がなくてよく分析できるものだと、ちょっと自分では理解できないのですが、いずれ検討するということですが、いかがなものですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） やはり、総支配人、所長とも相談しなければならないのですけれども、やはり管理者として現時点でございますけれども、もう少し時間をかけながら検討してまいりたいと思っておりますのでございます。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 次に移ります。

3点目、外部機関に委託して、経営全般にわたった診断・指導等を受けてはどうかということでございます。

この場合は、私知っている範囲では外部機関とは、例えば中小企業診断士、商工会でもよろしいでしょう。経営全般には経営の基本とか労務とか、財務、仕入れ、いろいろございます。これらについて、再度診断・指導を受けてはどうですか。これは、一昨年、平成20年6月質問をしております。町長は「数年後には見直さなければならない時期が来ると思っている。その方向づけで考えてみたい」。もうやはり4期目に入ります。いかがですか、答弁願います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これについては、ただいまご質問のとおりでございますけれども、ご案内のとおり「わたり温泉鳥の海」の経営につきましては、平成20年度の決算において議員各位からご承認をいただいたところでございますけれども、そういう中で、8,935万円の資金積み立てが生じており、平成21年度においても健全経営を図り、順調に推移しているものにとらえております。

また、施設運営における諸問題等については、運営委員会等で慎重審議を行い、できることから迅速に対応しており、現時点において外部機関への経営診断等の委託は考えておらないということでございます。しかしながら、今後時代の変革期や顧客ニーズ変化等により、施設運営における転換期が必ず来るものと考えております。その際には、やはり専門機関の経営診断・指導等を受けながら、前にも一般質問でお答えしたとおり、今後検討してまいりたいと思っております。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 今、町長の答弁の中で8,900万円の剰余金出たやに伺いました。ちなみに、参考までに8,900万円の剰余金というか、その中の5,500万円は消費税の還元でございます。念のため申し添えておきます。

それから、経営コンサルタント等、これから考えたいということでございますが、昨年の9月補正予算審議で同僚の鈴木議員が質問しております。「経営を立派にやるならばコンサルタント等プロがやるべき」発言、副町長である総支配人は「取り入れていくことは十分考えております」。あれから半年、そしてきょう、町長、「これから検討」、この辺いかがですか。ちょっと、再度お伺いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） やはり、現在のわたり温泉鳥の海そのものについては、町での施設運営ということでございます。やはり、これらについては町の活性化並びに福祉向上のための施設ということで建設をさせていただいております。やはり、そういう時期が来る前に、外部監査とか、コンサルタントとかそれらについても今後検討してまいりたいと思っております。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 検討、検討でなかなか。

次、4点目に入ります。

地域全体の経済波及効果は金額でどれくらいふえておりますか。町長は常々地域周辺においても経済効果は大なるものがあると言われておりますが、抽象的でなくて、わかれば金額でどのくらいふえているのかご答弁願います。ちなみに、亘理・山元商工会では、調査しておりません。答弁願います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 現在、把握しておる内容については、平成20年度決算でわたり温泉鳥の海において食材費、あるいは酒の販売費、そして消耗品費、燃料、光熱水費等で、町内業者から購入している金額が約1億2,460万円、そして1階に地場産品ということで鳥の海ふれあい市場の売り上げ金額が約2億2,000万円であり、わたり温泉鳥の海だけで約3億4,460万円の地域への経済波及効果を及ぼしておると思っております。

それにあわせまして、町内の飲食店やレジャー施設、釣り船、交通機関、ガソリンスタンド等へも大きな経済波及効果があったものにとらえております。

つきましては、「わたり温泉鳥の海」建設時における「地場産品の振興並びに地域経済の活性化」という目的を満たしておるのではなかろうかと考えております。

しかし、今後においても現状に甘んずることなく、集客力を高めることでさらなる地域への経済波及効果をもたらし、かつ「わたり温泉鳥の海」が地域住民から親しまれるよう、全職員一丸となって取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても、今後ともご支援、ご協力を賜りたいと思っておりますのでございます。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 経済波及効果は、たしか鳥の海温泉、あるいはふれあい市場であろうかというふうに思います。私は2月の下旬から、今3月上旬ですが、半ばまで、周辺の聞き取り調査をいたしました。参考に申し上げます。

飲食店、横ばい。はらこ飯シーズンのみ若干増で、年間横ばい。それから民宿、横ばい。もともと少ない。ある民宿は、宿泊日帰り宴会30%ぐらい減。ある、これも同じ宿泊所ですが、世間の経済状況もあるのでしょうけれども、宿泊は三、四十%減、宴会も同様減。日用品、食料品店でございますが、これは横ばいでございます。ある旅館では日帰り宴会は約50%減、宿泊は20%減。そうして横ばいあるいは減少であります。日帰り宴会は減、宿泊は激減でございます。金額は税務署でないのでコメントはありませんでしたが、調査視点は主に荒浜地区、鳥の海温泉近隣

でございます。ぜひ、周辺も経済波及効果がいかれるよう、私、今、妙案を持って
ませんが、それらの配慮もお願いして、5点目に入ります。

結び5点目、町直営の現在の経営形態を民間移行へと検討してはどうかというこ
とでございます。施設全体の経営形態を、賛否はあろうかと思いますが、第三セク
ター方式、公私混合企業といいますか、先々は民間に賃貸・売却をしてはどうかと
いうことでございます。理由を申し上げます。三つ。

町営より民間が制約が少なくなるといいますか、宿泊室を増加するとか何かで制
約が少なくなるということ、もっとあろうかと思いますが、プライスゾーン
も同じですね。民宿は五、六千円、温泉はそれではバッティングするから8,000円
あるいは1万円にしようというのが計画でございました。

2つ目は、借入金の返済が問題であります。後ほど、数字で申し上げます。

3点目が、副町長が現在総支配人でございます。できれば、本来の行政の仕事を
していただければもっといいのになあと、私は思います。答弁願います。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） まずもって、第4点目の質問ではなかったのですが、この鳥
の海温泉の周辺のお店屋さんの内容ということで、ご発表されたわけでございませ
んけれども、これについてはご案内のとおり、リーマンショック、あるいはドバイシ
ョックということで、世界的な不況にある、互理町だけではない、全国的なそして
世界的な不況状況にあるということをもっとご報告させていただきたいと思うと
ころでございます。

そこで、第5点目の町直営の経営形態を民間へ移行してはどうかということでご
ざいませぬけれども、これらの内容については、冒頭に答弁申し上げましたように、
「わたり温泉鳥の海」そのものはまだまだ若い施設であり、現在のところ経営状態
も順調にいつているのではなかろうかと思っておるところでございますので、やは
り町直営での経営形態をすぐに民間へ転換することは想定しておりません。
しかし、民間で買う方があるかどうか、これも不安材料、こういう不況の中、そ
して「わたり温泉鳥の海」のさらなる発展とよりよい運営を考えた場合、経営形態
の変更も、今後将来、想定しておく事項であることは、高野議員同様認識はしてお
るところでございます。しかし、一概に経営形態の変更といっても民間企業への譲
渡、指定管理者制度の導入、あるいは公社の設立、そして第三セクターの設立など

さまざまな選択肢があろうかと思えます。しかし、それに伴うメリット・デメリットも十分考えなければならないと思っております。例えば民間企業に譲渡した場合や指定管理者制度導入した場合において、現在の経営体制よりも明確な利益追求型の経営に変わるのではなかろうかと。その際に徹底したサービスの提供や経営のスリム化が図られる反面、公共性が失われると。そして、町内の旅館、民間業者との共存や特に地場産品の振興に結ばないのでは、民間にした場合についてはほかから安い農産物、魚介類いろいろ購入して、安い料金で提供するという懸念も考えておるところでございます。そういうことから、当分の間、現在の直営で行ってまいりたいと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 実は、今、現在温泉の経営が調子悪いとか何かということではありませんが、さて、先ほど借入金の問題ということで、このところを申し上げます。借入金は約11億円、端数除きます。返済の方法でございます。今、温泉の運営基金が1億1,000万円、約。それで、今、年度、21年度積み立て予定は2,000万円。合計1億3,000万円でございます。

返済計画を申し上げます。平成22年度4月からですが、4,000万円。これで基金残が9,000万円になります。23年度、約7,000万円、これ元金でございます。基金残が2,000万円。平成24年度、また元金が7,000万円返済。基金は5,000万円不足いたします。計算どおりなら、平成24年度中に立ち行かなくなります。そのほかに、温泉施設全体のメンテナンスも発生いたします。

現在、温泉収入、売り上げは前年比約90%、鳥の海ふれあい市場協同組合、約120%強でございます。ことし3月末年間見込み、温泉約3.8億円、ふれあい市場、これ手数料は売り上げの3%の増しでいただいているわけですが、ふれあい市場約2億3,000万円、合計約6億1,000万円。セットでは、場合によって盛況ではないかということでございます。

そこで、再度伺いますが、この体力・余力のあるうちに、盛況のうちに、経営形態を民間へ移行してはどうかというのが私の考えでございます。答弁願います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいまの数字や内容については、基金残高を借り入れした額の元金を返していく。残高が不足して5,000万円不足する。毎年利益を上げればそれ

なりの償還ができるという考え方を持っております。と申しますのは、やはりこの「わたり温泉鳥の海」そのものが民間に委託いたしますと、本来の公共性、すなわち町民の方々、あるいは福祉という面も考えておるわけでございますので、やはり当分の間は直営で経営をして町民に喜ばれる施設、やはり民間になりますと先ほど申し上げましたとおり食材料費も安いところから買ってくる、そうして料金体系も変わる、それらを考えますとやはりいかななものかと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 町長の申されることも、私もうなずけるところはございます。町民の健康管理とか、観光拠点とか。ただ、特別会計ですから、そこで収入を得たもので賄っていくのが、これは基本でございます。健康云々とか観光拠点云々となれば、皆さんの税金である一般会計からの投入も考えられるというふうにもとらえざるを得ないのであります。

2つ目は、先ほど、支払っただけじゃなくて収入もあるはずですよということでした。来年度予算は積み立て予定はゼロでございます。ということでは、私はそれを仮定しての数字でございます。何かじくじたる思いがするわけですけれども、いつまでも平行線でしょう。決断は心残りのあるぐらいがちょうどいいと私は考えます。苦しいときはだめでございます。ぜひ、先ほど1番目の議員が質問されました。町長、この次出るのですね。ぜひこの温泉も、軌道に乗せていただきたいし、その他いろいろ問題があろうかと思いますが、強く訴えて軌道に乗せられることを訴えて、私の質問を終わります。

議長（岩佐信一君） これをもって高野 進議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時40分といたします。休憩。

午前11時32分 休憩

午前11時41分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

15番。安田重行議員、登壇。

〔15番 安田重行君 登壇〕

15番（安田重行君） 15番 安田です。

1番、少子化対策と子ども手当についてと、2の農業問題についての2問質問させていただきます。

少子化対策と子ども手当について。

進行する少子化との裏返しの高齢化によって、深刻な社会問題になっている。新政権の目玉政策である「子ども手当」を支給することで、財源問題とともに議論されていますが、次のことを伺います。

(1) 本町での「子ども手当」の影響は。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 安田重行議員にお答えをいたします。

ご案内のとおり子ども手当そのものについては、平成22年度から開始される子ども手当は、次世代の社会を担う子供たちの育ちを社会全体で応援するという観点から、中学生修了までの児童を対象に、1人につき1万3,000円を支給するというものであります。また、児童手当において設けられていた所得制限を設けないことや、対象児童を中学生まで引き上げたことで、対象者は1,300人ほどふえて約4,000、亶理町内では4,800人、支給総額では6億、約6億7,000万円を超えるものと見ております。この支給総額は、例年支給しています児童手当の約2.5倍ですが、平成22年度における支給該当月は平成22年2月から平成23年の1月までの12カ月分ですが、そのうち2月、3月分は児童手当として支給され、平成22年4月から子ども手当分は実質10カ月分の予算計上となるわけでございます。

全体的な予算計上額はかなりふえてはいますが、現時点での厚生労働省による説明では、従来の児童手当法に関する分はそのまま残し、子ども手当の実施に当たっては地方公共団体の負担が実質的に増大しないよう「子ども手当交付金及び児童手当地方特例交付金」という制度を設けまして、ふえる、増額する分については交付するというところでございます。また、これらに伴います事務処理における電算のシステム導入費用についても、補正予算に計上しましたとおり全額国庫補助金となっておりますので、町としての負担分については今までも支給してございました児童手当分のみとなります。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 安田重行議員。

15番（安田重行君） ただいまの答弁では1万3,000円という4,800人、我が町では、支給

額が6億7,000万円ということでございます。新政権、これまでいろいろな面で答弁されておりますけれども、これまではや5カ月の中で国会での答弁が二転三転しておるわけでありまして。政府が少子化対策としてのこの2万6,000円の財源が検討されて、この2分の1の1万3,000円という、そのようなことで、今後変わる可能性はないものか、ひとつその辺。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これについては、国の方の現在行われております予算委員会においても、民主党あるいは自民党、各党からの質問の中で鳩山内閣は4年間はこの制度でいくということ考えておるわけでございますけれども、来年度以降は1万3,000円から2万6,000円になるということは、倍の額になる。その財源をどうすべきかということも言われておるわけでございますけれども、やはり国の施策にのっとった町での支給を考えてまいりたいと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 安田重行議員。

15番（安田重行君） 次に移らせていただき、（2）の少子化対策についての取り組みは。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 現在、行政における少子化対策で一番の課題となっておりますのが、働きながら子供を育てられる環境を整備することが最も大事ではなかろうかと思っております。それには、直接かかります保育所待機児童を解消することなどが最も大事ではなかろうかと思っております。

保育所待機児童の解消に関しましては、23年度当初に民間の認可保育所、具体的に申し上げますとカトリック幼稚園で60名の新設に向けて、現在県も含めて町とも協議中であり、認可を承認される上で必要となる施設整備に関する費用の補助金についても、ことしの6月の補正予算にて計上する予定であります。当初予算で育児支援家庭訪問事業として、低年齢児を対象とした保育ママに関する予算を計上しております。また、平成22年4月には、民間による認可外保育施設、これについてはまだ具体的には会社名というか、施設名は申し上げられませんが、現在神宮寺に認可外保育ということで30名ほどの開所も予定されており、待機児童の解消に向け取り組んでおるところでございます。また、保育サービスにおいても、現在策定中でありまして次世代育成支援行動計画の後期計画の中に、昨年当初に実施しました住民ニーズ調査等を踏まえ、必要とされる保育サービスについて取り組んでまい

りたいと思っております。

議長（岩佐信一君） 安田重行議員。

15番（安田重行君） 待機保育のカトリックでの60名、そしてまた30名が予想されておると、このような明るい話が返ってきましたけれども、私、思うには、それ以外に子供が誕生された我が町で独自の予算化という考えはあるのか。フランスではかなりの出生率が下がったそのときに、出生時に助成金をあげたことから、今現在では出生率が平均2人まで伸びたということでございます。我が町での出生率を上げるために、子供が生まれたならば高額助成金の考えについてお伺いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これについては、国の方でもことしから子ども手当ということで、次世代を担う子供たちの補助制度ということで1万3,000円、来年度から2万6,000円、そしてさらに町の方で出生した子供というか家庭に対して何らかの形で補助制度、助成制度を創設してはいかがかということの内容でございますけれども、これらについては現在町の財政、あるいは亘理町がそういう制度をいたしますと他市町村とのバランスも考えざるを得ないということではございますので、これらについては今後の検討課題というか、どのような制度にしたらいいか今後の課題ではなからうかと思っておりますのでございます。

議長（岩佐信一君） 安田重行議員。

15番（安田重行君） よく検討をお願いしたいと思います。

（3）カップル誕生の手助けとして結婚相談員の活用は。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 本町では、各種団体からの推薦を受けた22名の方々に、亘理町後継者結婚相談員を委嘱しております。この相談員で構成する「亘理町結婚相談推進委員会」が結婚を望んでいる方への支援を行っておる制度でございます。

活動内容については、年4回の結婚相談所「めぐり逢い」という施設を開所し、中央公民館等で行って、あと東、悠理館等でも実施しております。結婚相談を受けるほか、さらには交流会を開催して、出会いの場を提供しております。今年度におきましても、6月と12月の2回交流会を開催をいたしておるところでございます。

また、相談員の方々には相談所や交流会以外にも結婚相談員同士の活動状況を知

る機会として情報交換会などを行っており、さらに相談員として知識を高めるため、他の団体との研修会も実施しております。

個人情報保護などの観点から、相談員の方々の活動は難しいものがありますが、やはり地域の後継者となるべき若い方々の結婚難がますます深刻化しているのではなかろうかと思えます。そういうことから、町といたしましては、相談員のさらなる活動に対し、なお一層協力をしてまいりたい。その際の会議、あるいは交流会にも私も参加をいたしながら、ご案内のとおり昨年実施しました6月14日については、イチゴ狩りをした後にわたり温泉での会食をしながら交流会。この際には、男9名、これは地元の方々です。女性の方は町外ということで5名が参加しております。さらには、12月13日にした際には、時期的にやはりリンゴ狩りとわたり温泉での交流会ということで、男性が8名、女性が10名、そしてその中で1カップルが結婚をいたしております。さらに、今交際をしている方も1組おるわけでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 安田重行議員。

15番（安田重行君） 22名の推進委員の方、大変お世話いただきありがとうございますけれども、この今までに結婚相談員のお世話によりまして、年間何組のカップルが今までに誕生されたのかお伺いいたします。

議長（岩佐信一君） 町民生活課長。

町民生活課長（安喰和子君） 町民生活課の方で結婚相談事業を引き継いだのが18年10月1日からでございますが、その間、1回もカップルが誕生した形跡はありませんで、去年初めて1組誕生いたしまして、推進委員の方に3万円の奨励金を初めて交付いたしました。今のところ、また1カップルがおつき合い中ということで、期待しておるところでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいまの交流会そのものについて、男子の方は亙理町のサラリーマン、あるいは農業者、漁業者の後継者ということで募集をさせていただいておるわけでございます。その中で、交流会の際にも、私も参加してぜひお話し合いをしていただきたいということでございますけれども、女性の方々、仙台とか名取とか、仙北の方からも参ってきておるわけでございますけれども、やはり地元の男子の方が黙ってて、交流会にならないので、私がリードして何か話したらいいんでねえ、

亙理弁で結構ですから、奇譚のない発言をしながら、そしてこの鳥の海温泉でお酒も出しますので、飲んで、そしてその後にカラオケにでも行って、ぜひ交流を深めていただきたいということで、積極的にやっているのですけれども、亙理の方々は実直なのかどうか、なかなか交流の場の雰囲気合わないとか、雰囲気の盛り上げが足りないのですけれども、この相談員の方々はやはり積極的にリーダーシップをとっていただいておりますということで、今後ともこれを継続して進めてまいりたい。そうすることによって、結婚することによって亙理町の人口もふえるという考え方を持っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

議長（岩佐信一君） 安田重行議員。

15番（安田重行君） そうですね、そのようにお願いしたいと思います。

年に2回、22名の推進委員の方大変だと思いますけれども、2回もやり、イチゴ狩りあるいはリンゴ狩り、それもよいけれども、結婚、この今年の成人式においては、新成人が男性225名、女性が222名、計447名誕生されております。これが毎年男女合わせて440名以上の成人が送られている中で、この考え方にしてはいろいろありますけれども、結婚相談員によるただいままでに1カップルというのは、余りにも少な過ぎるのではないのでしょうか。これらについて、カップル誕生の手助けとして、イチゴ狩りもよいのですけれども、形を変えて、亙理独自で、今、わたり温泉というところがございまして、結婚適齢期の方を募集し、場所を設定し、例えばわたり温泉に集合、そんな形で1泊2日、例えば今言った、町長がカラオケ大会とか、あるいはゲームなどの企画も考えてはいかがか、そんなふうをお願いしたいと思います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これについては、結婚相談員の方々も一生懸命熱心にやっていただいておりますけれども、やはり個人情報保護法ということから、なかなかそれよりも前に出られないのが現状かと思っております。しかし、先ほど来申し上げておるとおり、やはり男性の方々、今も交際中の方々、この方は亙理の方でございましてけれども、宮城県の町村会の職員でございましてけれども、ぜひ参加して、私がぜひ結婚相談の交流会に参加してくださいということでお願いしたところ参加して、現在仙北のある市町村の保育所をやっている方と交際をやっておるわけでございます。そういうことから、やはり議員の方々も自分の身内の中で、やはり結婚したくともなかなか

できない場合については、議員の方々一人一人出して、この参画することによって、先ほどの人数からいくと5人とか9人程度でございますので、多ければ多いほど、何というのですか、女性が奪い合いするくらいの活発に交流会をしてもらうことによって、カップルができるのではなかろうかと思っておりますので、議員、ぜひこれらの6月、12月には割り当てでなくても1人お願いしたいと思えます。

議長（岩佐信一君） 安田重行議員。

15番（安田重行君） 次、行きます。

農業問題について。

民主党三党合意のマニフェストである、農家への「戸別所得補償制度」が実施されようとしています。そこで、次のことをお伺いたします。

（1）本町では、戸別所得補償制度の政策をどのように評価し、進めていかれるのか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これらの内容については、ご案内のとおり、民主党三党合意による内容ということでございます。戸別所得補償制度は、我が国の農業の抱える農業従事者の減少、高齢化の進展、そして農業所得の減少、農村の崩壊とも言われております。そういう危機的な状況にあり、安全で安心な国産農産物の安定供給のためにも、産業としての持続性を回復することが必要であり、また小規模農家も国民への食料の安定供給や多面的機能の維持という重要な役割を担っていることにかんがみまして、小規模農家を含め意欲あるすべての農家が農業を継続できる環境を整え、創意工夫ある取り組みを促すということでの制度目的のようでございます。

そこで、平成22年度は、平成23年度からの本格実施に向けたモデル対策としての米の戸別所得補償モデル対策が導入されるものであります。米の戸別所得補償モデル対策は、米の計画生産による自給バランスを保つための生産調整と、恒常的に生産費が販売価格を上回る米についての価格補償並びに多面的な機能を備えた水田の利活用による大豆や飼料作物などの振興作物の生産力向上、そして耕作放棄地などの未利用地の回復が施策の基本的な柱となっております。

政権交代によります国の施策の変更はあるものの、国の施策を活用しながら農業者の目線に立った本町の農業施策を進めてまいりたいと思っております。

議長（岩佐信一君） 安田重行議員。

15番（安田重行君） 2月過ぎの河北新報朝刊に載ったのですが、戸別所得補償制度の導入に伴う転作作物の助成制度、つまり水田利用自給力向上事業の激変緩和措置について、当初の最終決定が2月中旬であったのがそれがつまり水田利用自給力向上事業が福島・宮城・秋田・青森のこの4県がなぜか3月にずれ込むという報道がありました。今、現在、作付準備をされておる各農家に対してどのように説明・指導されるのか伺います。

議長（岩佐信一君） 次の質問ではない。1点目の質問。

町長、今の質問に対して答弁してください。

町長（齋藤邦男君） ただいまの内容等についても、河北新報あるいは農業問題について連載で掲載されております。それらについても、やはり評論家あるいは学者等によってはいろいろと学説が違うという考え方も承知しておるわけでございますけれども、やはりこの制度そのものについては、政権で、国の政権というか、政府で決めた内容を忠実に町としても受け入れるべきではなかろうかと、そのためには、やはりJAとさらには生産者の意向を十分に反映できるような考え方で進めてまいりたいと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 安田重行議員。

15番（安田重行君） 次、（2）の農業を成長産業に変えるには、どんなビジネスモデルが考えられるのか、町長の考えを伺いたいと思います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 亶理町はご案内のとおり、気候温暖、風水ホウチと言われておるところでございます。特にご案内のとおり亶理イチゴ、仙台イチゴといわれるイチゴ、そして春菊、リンゴなど、そして基幹産業である水稲との複合経営が定着しておるようでございます。今後とも、施設園芸等を中心とした営農体系を複合経営のモデルとして推進してまいりたいと思っておるところでございます。

また、皆さんもご承知かと思えますけれども、去る2月16日から3月、きょうまでの限定ではございますけれども、亶理産の米粉とイチゴジャムを使用した米粉パンをコンビニチェーン、製パン業者と連携して販売されましたが、大豆や露地野菜などの土地利用型の作物についてもほかの業種との連携を図りながら、付加価値を高めた製品開発を進めるなど、新たなビジネスモデルの開発を進めたいと考えておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 安田重行議員。

15番（安田重行君） 施設園芸、複合経営的な畑作物とともに、水田、転作としての加工用米の栽培、農業経営の安定的営農にするにはいろいろ考えがあると思いますけれども、転作に作付された加工用米を米粉に、そして米粉によるパン、またパスタなどそういった面で、互理独自でこれからは大型的製造、そしてそれに販売する、そういった面でイベント的なものでなく、そういった面に取り組むつもりはありませんか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 町そのものについては、自営産、生産者がそういう内容を取り組んだ場合については、援助というか助成という考え方でございます。町そのものが取り組むということでないということ、ご理解願いたいと思います。

先ほども申し上げた米粉パンについては、コンビニのサンクスという店で限定ということで2万食というか、2万個のパンを準備、計画ではしたわけですが、きょうまでなんですけれども、きのうまでで2万9,000個のパンが売れたということは、105円でございますので、皆さん試食してもらったと思いますけれども、105円でございますので300万円の売り上げがあったということも、きのう、おとといですか、伊達なまるごとフェアの際に、農協の担当部長から聞いております。また、ご案内のとおり米粉を使ったたい焼きが農協の方で販売させていただいたわけでございます。議員の方々食べていただいたんだべなあと思ってるのですけれども、私も食べましたけれども、そういうことからやはり地場産品そのものの販売されるとおいしい、あと食べて、やはり生産力を上げて、上げないと製造はしたけれども販売力がないとだめなものですから、私も中央公民館の登り口に農協の、きのう米粉を使ったたい焼きくん、売ってたわけです。おいしかったです。そして、米粉そのものについても、腹もちがいいということです。そういうことから、やはり、これは米粉限定でございますけれども、今後それらについても生産力あるいは生産者の方々とございますけれども、この米そのものにしては5トン、反別にいたしますと約10ヘクタールの面積が必要ということで、1ヘクタールですね、5トンの米を使って2万9,000個、3万人、きょう売りますと3万ぐらいになるのかなと思いますので、やはり地元の商品については地元の方々がまずもって試食というか、食べてもらうのが大事かなと思っておるところでございます。

また、それらのビジネスそのものについては、生産者、JAが率先してやっていただきたいと思っております。それについての支援をしてみたいと思っておりますのでございます。

議長（岩佐信一君） 安田重行議員。

15番（安田重行君） ひとつよろしく申し上げます。

（3）今後本町で戸別所得補償制度を取り入れた場合、農業政策はどのようにご指導されるか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 戸別所得補償制度は、恒常的に生産に要する経費が、先ほど来申し上げているとおり、販売価格を上回っている米について差額を、全国一律に補てんされる制度であることから、やはり規模拡大や、コストダウンの努力を行った農家等や販売価格を高める取り組みを行っている地域ほど収入がふえるということでございます。やはり、生産力、そして販売を高くすることによって、所得がふえるということから、ぜひ努力をしていただきたいということでございます。

この制度を活用しながら、農業経営の維持・拡大を図るためには、まず販売価格を高める工夫と生産費の削減が大きな問題と思っております。そういうことから、やはり農産物の価格低迷が続く中、農家所得の向上を図るためにはより一層の生産費の削減が必要と考えられますので、今後も農家、そしてJAとも調整を図りながら進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

議長（岩佐信一君） 安田重行議員。

15番（安田重行君） 生産費の削減はもちろんですけれども、これらは大きな課題であります。新年度から戸別所得補償制度が始まるのですけれども、これらを前に河北新報社では第5回目の農業モニター調査が実施されたところ、民主党の農業政策を評価するという農家は33%、数字でありました。また62%の方は米価下落を予想される。戸別所得補償制度の10アール当たり、1万5,000円ですが、余りにも少な過ぎます。そういった面で、このことにより米価の下落、農業は衰退、各農家への営農指導をどのように説明・指導されるのかお伺いします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この問題については、やはり生産費を下げるということが最も大事だと思います。そのためには、ご案内のとおり、互理の場合については農業機械の

稼働率が少ないということでございます。田植え機械、あるいは稲刈り機械でもよく使っても3日、1週間、それに対する投資も何千万という形になっておるわけでございます。そういうことから、集团的に営農を進める集団組合、さらには認定農業者の育成も大事ではなかろうかと思っておるところでございます。これらの指導機関そのものについてはJAではないかと思っています。町の方では、それらの調整に対しまして、いろいろの助成制度とか育成の支援はできますけれども、指導・助言そのものについては、やはり農協が行うべきではなかろうかと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 安田重行議員。

15番（安田重行君） 続きまして、（4）に。

今後、厳しい農業情勢を踏まえ、本町の農業振興策手段として、これら基幹産業の取り組みについて伺います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この新しい施策の戸別所得補償制度を活用するとともに、急激な施策の変化に左右されない農業経営を確立することが大事な点。要するに安定的な農業施策が必要ではなかろうかと思っておるところでございます。

そういうことから、まずもって、基幹作物である米の需給バランスを維持をするための生産調整の推進。

2点目はこれまで以上に、米と施設園芸による複合経営の推進と農産物の付加価値を高めるための加工業者との連携による新たな複合経営の推進。

3つ目は、農業経営の効率化を推進するため、先ほども若干触れましたけれども、認定農業者の育成と確保。そして集落営農等による共同作業や農業機械の共同利用の推進などに取り組んでまいらなければ、今後の農業については大変な問題ではなかろうかと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 安田重行議員。

15番（安田重行君） 町の基幹産業である稲作農業者が所得が下がり、農機具も更新できない赤字農家になることと想定されるものと考えます。採算のとれない水田の放置が出るということを考えれば、これらについての対応策をどのように説明されるのか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 第4点目、あるいは第3点目と関係するわけでございますけれども、これからの農業そのものについては、価格の低迷、そして農業の後継者不足、そして現在働いておる方々の高齢化がますます増大するということから、やはりこれからの経営安定のためには、集団による共同経営あるいは認定農家の育成を図りながら、町の基幹産業を守っていきたいと思っておりますのでございます。

議 長（岩佐信一君） 安田重行議員。

15番（安田重行君） ひとつ、そのようにお願いしたいと思います。

（5）新政権の中で、地域条件を生かした農業の総合産業化を目指し、所得の向上、担い手の確保対策についてお伺いします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） この農業政策そのものについては、国の方で今回は米の戸別所得補償の問題等々打ち出しておるわけでございます。この生産調整そのものについても、昭和45年から制度が発足して、約40年経過するわけでございます。そういうことから、やはりこの生産調整そのものも大事ではございますけれども、それらをなくす方法も国の施策として必要ではなからうかと思っております。それについては、やはり国の方の大きな農業転換を考え、ただ所得を補償すればいいということではなく、農地を守る、そして魅力ある農業者の育成を育てることが最も大事ではなからうかと思っておりますのでございます。

議 長（岩佐信一君） 安田重行議員。

15番（安田重行君） 自民党政権時代に手厚かった担い手対策が薄くなる、このことから不満があり、経営規模別で見るという評価の仕方が異なることがより明確である。4ヘクタール未満の各層では評価するに対して、4ヘクタールを超える農家は評価しない。評価しない理由は、担い手農家、後継者の育成にはつながらない、民主党政権政策であり、担い手育成については重大課題と思います。我が町において、今後とも認定農業者を中心とした集落営農等による共同作業、農業機械の共同利用を推進しながらとの答弁ですが、昨年までの米価格なら認定農業者の望みもあるだろうけれども、今後民主党政権では集落営農等に対して希望の持てない政策で、認定農業者・担い手育成の指導について、なお指導の方法、町長の考えをお伺いします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ただいまの質問の中で、それは国の施策でなく、だれかの評論的な

内容かなというような、要するに連載で農業に関する問題、あと河北新報とかいろいろの新聞にもこの農業政策を初め子供の手当の問題、いろいろ書いてある本とか内容があるわけでございますけれども、やはり農業施策そのものについては、国土を守るという前提があるかと思えます。そういうことから、耕作放棄地、あるいは農業者が活力ある農業を持っていきたいという考え方の国の施策としてやっていただきたいと。それに伴いまして、町の農業者も生き生きとした農家が生まれるのではなかろうかと思えますので、今後とも基幹産業ということで位置づけをしておりますので、まずもって国の施策、そして施策があったならばそれらに伴います生産者、JAともいろいろと連絡・調整をしながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくご協力をお願いします。

議長（岩佐信一君） 安田重行議員。

15番（安田重行君） 以上をもって終結いたします。

議長（岩佐信一君） これをもって、安田重行議員の質問を終結いたします。

この際、昼食のため、暫時休憩をいたします。

再開は午後1時10分といたします。休憩。

午後0時27分 休憩

午後1時08分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

11番。佐藤アヤ議員、登壇。

〔11番 佐藤アヤ君 登壇〕

11番（佐藤アヤ君） 11番 佐藤アヤです。

私は、2点について質問いたします。

初めに、介護保険事業についてお尋ねをいたします。

介護保険制度がスタートしてから10年がたちましたが、介護現場では深刻な問題が山積みしております。特に、特別養護老人ホームの入所待機者は年々増加しています。15年後の2025年には65歳以上の高齢者人口がピークを迎えると言われております。高齢者が住みなれた家庭や地域で安心して生活が送れるよう、健康づくりや介護予防事業を積極的に推進する必要があると考えます。本町の介護保険事業について、6点お伺いいたします。

1つ目、特別養護老人ホームなど、介護施設の待機者の実数把握はきちつとなされているのか。また、その待機者解消策に向けて、実効性のある実施計画は策定されているのかお伺いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） それでは、佐藤アヤ議員にお答えをいたします。

まず、老人福祉施設については、県で月1回各施設に入所状況調査を行い、結果をホームページで公表されております。町内の施設の待機状況を申し上げますと、特別養護老人ホーム日就苑では245名、第二日就苑で130名、介護老人保健施設和多里ホームで3名、認知症対応型グループホームでは「しんまち」で15名、「悠里の郷」で9名、「たいじん荘」で3名となっております。

ただし、申し込みは契約制となっており、複数施設へ申し込むことが可能となっておりますので、重複しているため実数は把握できないのが現状であります。なお、昨年9月に本町にあります特別養護老人ホームの日就苑と第二日就苑に独自に入所者等実態調査を行っております。その際、町内の方のみの入所待機者を聞き取りしたところ、日就苑が157名、第二日就苑104名となっております。

次に、実効性のある実施計画の策定についてのご質問ですが、入所待機者の解消に向けまして、第4期亘理町老人保健福祉計画・介護保険事業計画を平成21年3月に策定しており、その計画の中で特別養護老人ホーム60床、認知症対応型グループホーム18床の整備を予定しております。

特別養護老人ホームは広域型の施設として隣接市町村と連携を図りながら、待機者の解消に取り組むこととしており、認知症対応型グループホームは地域密着型施設として町内の方が優先的に入ることができる施設であります。

なお、特別養護老人ホームにつきましては、県と現在協議も終了しており、逢隈十文字地区にありますグループホーム「たいじん荘」を運営しております社会福祉法人「ユニケア」が、平成22年度に着工、23年4月に開所する予定になっており、認知症対応型グループホームは事業者は現時点で未定ですが、平成23年度中に開所する計画となっております。以上です。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） 今、待機者の数を示していただきまして、合計はまだしていませんけれども、重複しているというお話の中ではありますけれども、大分いらっしゃる

というのが現実ではないかと思えます。そして、9月の調査の中で、日就苑、第二日就苑の中で合計261名の方が今待機待ちだという、そういう状況だと思えます。その中で、優先入所が必要な要介護4、5の待機者は何人いらっしゃいますか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 具体的な内容、保健福祉課長さんわかるのでしたら、ご答弁お願いいたします。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 認定ごとの待機者数については、現在のところつかんでおりません。大変申しわけありません。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） よくいろいろなところに回ってお話をさせていただくと、もう待機が多い、多いという中で、もう申し込んでもどうしようもないという、そういう介護度の高い方も現実におられます。本当に、200名いるのだとか、150名今待ちなんだとか、だから申し込んでもなかなか入れないので申し込んでも仕方がないという、そういう方が本当に現にいらっしゃることはご存じでしょうか。本当にそういう要介護4、5の方だけでなく、老老介護、65歳以上で介護されている方のそういう実態は調査されているでしょうか。それもお聞きしたいと思います。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） まずもって、待機者の内容でございますけれども、その事業所の方で判定委員会というのを開いて、優先的に入れる方というふうなのが決まるわけなのですけれども、当然ながら介護1の方よりは4の方というふうなことで、あとその家庭環境によりまして優先順位がついているようでございます。

あと、もう一つ、申し込みの件でございますけれども、逆に現在は家族の方に見ていただいている何の不都合もないのですけれども、申し込み順だというふうに思っている方がやはりいらっしゃいまして、とりあえず申し込んでおこうと。順番が来てその時点で検討しようというふうなことで、申し込んでいらっしゃる方もいらっしゃるようでございます。

あと、最後の質問になりますけれども、その老老介護の方の実数については現時点でつかんでおりません。申しわけありませんが。

議 長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

1 1 番（佐藤アヤ君） 先日、ツルハという薬屋さんに行ってちょっと見ていたのですけれども、腰を曲げたおじいさんが、本当に紙おむつを山のように買いまして自転車につけている、そういう姿を通しまして、いや本当にもっと調査をして、そしてこういうのは介護保険でお願いすれば買えるのだよとか、そういうのはもっともっと別な方法で、ちょうど天気の良い日であったのですけれども、送っていきますかと言ったのですけれども、自転車で運んでいくからいいんだなんていう、そういう態度だったものですから、何のお手伝いも私はできませんでしたがけれども。本当にもっともっと現場に入られて、老老介護で大変ご苦労されている方とか、あと介護のいろいろなサービスのそういう内容とか、ぜひしっかりとお話をさせていただきたいと、そのように思います。この介護保険が10年前にできた当時は、まだまだ家族の中で介護を受け、介護をしてくださる方がいたという、そういう10年前はそういう状況だったそうです。でも今は、もう介護を受ける方が、介護をする方が激減しているというのが今の現状なのだそうです。そういう中で、もう10年前に介護保険制度ができましたけれども、大分その10年前の介護保険制度の目的の部分で食い違いが生じているのかと思いますけれども、ぜひ町でも実態調査をお願いしたいと思いますけれども、その点につきましてご答弁お願いいたします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ただいま保健課長の方から実態調査の内容そのものについては、これから正確な数字、要介護4とか5の部分については、そのように実態調査をしてまいりたいと思っております。

そういう中で、佐藤議員もご案内のとおり、要介護が低い方であっても申し込み順が最優先的にあるということから、とりあえず申し込んでおくということの人もおるようでございます。低い方であっても施設に申し込むと。そこで、今回施設の方からぜひ入る順番が来ましたということでお話し申し上げます。まだ、大丈夫ですという方もおるということの実態もあるようでございます。そういうことから、やはり佐藤議員も言われたように、介護度ごとに実態調査をしながら実数をつかんで、老人ホームの入所そのものについて対応してまいりたいと思っております。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

1 1 番（佐藤アヤ君） ぜひお願いいたします。

2 番目に移ります。

特別養護老人ホームへの入所希望が多いが、利用料の負担が少ない多床室や老老介護に対応できる二床室の要望もある。介護施設の整備を行う上で、今後配慮すべき点であるが、見解と取り組みをお伺いいたします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 施設サービスを利用した場合は、介護保険適用での施設サービス費の1割に加え、居住費、食費、日常生活費が個人負担となっております。1カ月当たりの施設サービス費については、多床室であっても個室であっても余り差はありませんが、やはり住居費、食費は施設等利用者の契約により決められていることになっているため、居住費分で金額の差が出るという形になっておるようでございます。ただし、所得が低い方については、所得に応じた個人負担の限度額が設けられており、超えた分は居住費、食費の基準額まで「特定入所者介護サービス費」として介護給付を受けられることになっております。

現在、国の指針により施設の個室化を推進している状況であります。次期計画策定の際、これについては24年3月には利用者負担等に配慮し、多床室も視野に入れて計画をしてみたいと思っております。

議 長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

1 1 番（佐藤アヤ君） 本当に入りたくても国民年金では入れないというのが実態なのかなと思います。そういう部分で、利用料が本当に安く、そしていろいろな部分でこれから軽減を図っていかなくてはならないと私は考えます。ぜひ、多床室、二床室の方の設置の方もよろしくお願いいたします。

それでは、3番目に移ります。

介護保険申請から認定までの期間が長いため、早急にサービスを必要としたい方が困っているのが現状であります。本町において調査認定までどれくらい時間がかかっているのかお伺いいたします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 介護保険申請から認定までの期間については、国が定めている基準は30日以内となっております。

介護認定までの手続につきましては、申請があつてから主治医に意見書作成を依

頼し、同時に介護認定調査員が申請者の状態を把握するため、訪問調査を行う仕組みになっておるところでございます。

その結果をもとに、コンピューターによる一次判定を行い、最終的に介護認定審査会に諮った結果を申請者に通知することになっております。通常の場合は、互理町の通常の場合は、3週間から1カ月の間で認定になっておりますが、入院加療中などで症状がはっきりと確定しないため、主治医の意見書を作成するに若干時間がかかるという場合がありますが、今後とも申請者のために迅速に最短での対応を心がけるようにいろいろな機関に申し入れたいと思っております。

議 長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） 65歳になると介護保険証というのが届きます。そうすると、もうそれで介護が受けられると、何か思い込んでいらっしゃる方もいらっしゃるのですよね。ところが、いざ介護が必要になってああこれで受けられるのかなと思って持っていくと、これでは受けられませんと、介護の申請が必要ですよと言われて、それに申請用紙に書いて、それから主治医の先生に判断していただいて、介護認定審査会に出して、本当に30日、1カ月以内で判定が来るという、そういう仕組みなのですが、介護が必要となつてとののは、もう既に、はっきり言って、もう必要なときなんですよね、健康なうちは介護の申請しませんから。健康でなくなるから、介護が必要になるから介護の申請をしますので、一日も早くこの介護の申請の介護認定がはっきりしてもらえるような、そういう仕組みはないのでしょうかね。例えばなのですけれども、家庭を訪問してケアマネジャーさんの方が何項目かチェックなさいますけれども、そういう中で仮認定というのでしょうかね、そういう形でできるようなそういう方法はないのでしょうか。もうはっきり言ってすぐにでもポータブルトイレが欲しいとか、歩行器が欲しいとか、そういう方が現にいらっしゃいますけれども、その点についてお伺いいたします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 担当の課長の方から具体的にご説明させます。

議 長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 今の議員のご質問でございますけれども、あくまでも調査員が訪問いたしまして、客観的に判断させていただきまして、本当に必要だというふうな場合については、今の議員がおっしゃったような形で、まずもってサービスを

受けられるような形で対応しております。ただ、これにはなかなかご本人の考えている状況と、客観的に見た場合とで若干の差がある場合がございますので、そこで自分は緊急を要しているのだけれどもすぐ受けられなかったということで感じていらっしゃる方がいるのかもしれませんが、今、申し上げましたとおり、本当に緊急に必要な場合については、そこでのケアマネジャーが計画を作成しまして、すぐサービスを受けられるようにというふうなことで対応しているところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） 適切な判断をお願いしたいと思います。そして、また、介護申請書を書くときに、本当にお年寄りの方、家族がいればスムーズに書けますけれども、これから高齢化率、2025年までの間に大体30%以上になるのではないかと、そういう状況の中で、もっともとお年寄りに優しい申請書をつくられてはどうかと思います。これは、決まっているのでしょうか、この申請書。例えば小さい紙を大きくして、字が大きくなって見えやすいようにするとか、何かもうちょっと申請書について書きやすいようになされたらいいかなと思いますけれども、その点についてお伺いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これらについては、ケアマネジャー、そのものについて指導しなければならない。さらには社会福祉協議会の方でもそれらの内容をしておりますので、やはり迅速な対応、そしてやはりなかなか申請書、書く項目が多々あるわけでございます。それらについて、優しい申請の仕方をしてまいりたいと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） どうぞよろしくお伺いいたします。

私は、よくお年寄りのところに行って、こういう制度あるのだよという話をするのです。本当に介護保険の使い方がわからない方も多と思います。結構外から見ても元気なのですけれども、認知が進んでいらっしゃる方とか、自分は大丈夫だと思っても、なかなか介護で利用の仕方とかわからない方がいますので、現場に入られて、ぜひそういう部分を、実態の調査をお願いしたいと思います。

それでは、4番目に移ります。

地域で暮らせる環境を拡大するため、本町において小規模多機能施設の設置促進の取り組みをどう考えていらっしゃるのかお尋ねをいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） お答えいたします。

認知症高齢者や独居高齢者の増加を踏まえ、高齢者が要介護状態になってもできる限り住みなれた地域で生活を継続し、日常生活圏内で包括的にサービスが利用できるように基盤整備を図ってまいりたいと思っておるところでございます。

そのようなことから、第1点目で答弁いたしました特別養護老人ホーム及び認知症対応型のグループホームとあわせまして、第4次の亘理町老人保健計画、さらには介護保険事業計画の中で、小規模多機能型の居宅介護施設についても整備を行う計画になっておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） この小規模多機能型介護、これは平成18年4月の介護保険改正によって創設された地域密着型のサービスの一つです。介護が必要となった高齢者、特に認知症の高齢者が今までの人間関係や生活環境をできるだけ維持できるよう、通いを中心に訪問、泊まりの三つのサービス形態が一体となって、24時間切れ間なくサービスを提供できるというのが大きな特徴なのが、小規模多機能型介護施設でございます。ぜひ、大きく、ここは大体25人以下という、そういう施設になっておりますけれども、大きくいろいろつくるのでなくて、もう本当に地域ですぐに通えるような、そういう小規模多機能型の施設をやはり計画的にふやしていかなければこの待機解消にはなかなかつながらないのかなと、私は考えます。そういう部分でこの小規模多機能型の介護の施設、今後の予定数とか今後に向けてどれくらいふやしていくという、そういう考えをしているのでしょうか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これについては、やはり25人以下のデイサービス等々でございますけれども、さきの質問でお答えしたように、現在まだ事業者そのものについてはやりたいということで、ことしの4月1日開園を予定しておりますけれども、これについては神宮寺地区の国道6号線沿いにある施設を利用したいということでございまして、さらにこの事業の立ち上げする方が大いに出てもらえれば町としてそれなりの援助をしてまいりたいということで考えておるところでございます。

議 長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

1 1 番（佐藤アヤ君） これからの大きな、これは小規模多機能型の居宅施設をふやすことがやはり待機解消とか、これらかの介護の部分で本当に大事なところになるのかなと私は考えます。

それでは、次に移ります。

5 番目です。認知症を予防し、また介護予防で元気な高齢者をつくるため、介護予防策の拡充を図るべきです。現在実施されている予防策の現状と課題、今後の取り組みについてお伺いいたします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） それでは、介護予防事業につきましては、認知症予防を含めた特定高齢者並びに一般の高齢者を対象とした事業を実施しておるところでございます。

特定高齢者介護予防は、特定健康診断において要支援、要介護になるおそれの高い方を抽出し、予防が必要な方々を対象に運動機能や口腔機能の予防事業を行っております。

また、一般高齢者介護予防は、高齢者の皆様が元気で生き生きと地域で暮らすため、わたり温泉健康センターを拠点とした介護予防トレーニング事業や認知症予防事業など、各種事業を実施しておるところであります。

そのほかにも、介護の一因になる生活習慣病を予防するため、若いうちから毎年健診を受けていただき、病気を発見するのではなく病気を予防するためにも、特定健診の受診率を高め、生活習慣病の発症と重症化の予防に努めてまいりたいと考えておるところであります。また、体を動かすことも認知症にとって最も大事だと言われておりますので、これについても地域活動として定期的に運動を行えるよう、平成19年度、20年度に亘理町運動支援サポーターを要請し、現在のところ100名おるわけでございます。現在はそのサポーターの皆さんが運動自主グループを立ち上げ、玄米ダンベル体操を基本とした「玄米ダンベル教室」を4地区で、それぞれ月2回から5回開催し、介護予防に取り組んでおりますので、今後もこれらの運動支援サポーターの方々のご協力をいただきながら、支援をしていきたいと考えておるところでございます。

また、介護予防は高齢者の自立支援が目的であり、ひいては医療費の軽減にも資するものであるため、今後より以上に介護予防の大切さと事業について広報を行い、

全町的に各地区の老人クラブ等団体を対象に、定期的な介護予防事業を検討して、前向きに検討してまいりたいと思っておるところであります。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） 本当に亙理町は介護予防の先進町だと、私はそういうふうに思っております。そういう部分で今やっている事業を、さらに拡大しながらやっていただきたいと思えます。

そして、またいろいろなことを調べてましたら、おもしろいことが載ってましたので。介護保険を守り支えていくためには元気な高齢者がふえていくことがとても重要です。高齢者がやりがいを持って介護予防して励めるように、新たな支援システムをこれから考えていかななくてはならないと思えます。例えば、3年間介護保険を利用しなかった元気なお年寄りにはお元気ポイントを進呈して、介護保険料やサービス利用料の負担を軽減するポイントシステムを導入しているところもあります。また、介護のボランティア、私も第二日就苑の方のボランティア、たまに参加させていただいておりますけれども、65歳以上の方で施設ボランティアをされている方も大分おります。そういう介護ボランティアに参加した元気な高齢者には、介護支援ボランティアポイントというような、そういう形で介護保険料を軽減するというような、そういう工夫がこれからは必要かなと思えます。元気でよかったと、元気で保険料も安くなったと、もう自慢ができるような介護予防の分で、これから町はちょっと方向もまたちょっと変えて、元気なお年寄りをふやしていく対策かなと私は考えますけれども、町長のお考えをお伺いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これについては、ただいまほかの市町村でやっている市町村があるということがございますので、それらを参考にしながら担当課の方に指示いたしまして、検討させていただきたいと思えます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） 本当に65歳でもまだまだ元気な方の方が多いのです。やはり、その方をいつまでも元気に、地域のために頑張っていただけるよう、そういう元気のポイントとか介護のボランティアポイントとかをつけていただければ、もっと張りのある年のとり方ができるのかなと思っておりますので、どうぞよろしくお伺いいたします。

最後になります。6点目です。

介護家族や高齢者世帯に対して、きめ細かい相談体制が必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この制度については、先ほど来お話しのとおり、平成18年4月から制度改正が行われまして、きめ細かな介護支援サービスと各行政区、医療機関や介護事業所など地域を包括するネットワークの拠点として、地域包括センター「やすらぎ」を開設させていただいたところでございます。

センターにはケアマネジャー、社会福祉士、保健師の専門家を配置し、住みなれた地域での高齢者の状況やその変化に応じた介護サービスの提供と高齢者の総合相談窓口として利用者の立場に立った運営を行わせていただいております。

今後とも、利用者並びに家族の方々の満足が図られるように、さらなる努力を重ねてまいりたいと思っております。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） 本当に独居の高齢者とか、あと高齢世帯などの介護弱者に対してのきめ細かい相談体制が必要となっております。子育てには子育て支援センターというのがありますけれども、これから町でもしっかりと包括支援センターの中でやっているとは思いますが、高齢者に対しての相談できるサポーターのセンターみたいなのを設けるべきではないかと私は考えておりますけれども、その点について町長のご見解をお伺いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） サポーター的なセンターの設置ということでございますけれども、現在のところ、地域包括支援センターの中での子供とか老人のそれらの内容について十分対応できるような体制づくりをしてみたいなと思っております。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） 私はどこにあるのとよく聞かれるのですが、包括支援センターってどこにあるのって。だから役場の一番の奥の奥の奥だよって説明をさせていただきます。町長、高齢者の方にとって役場の包括支援センター、余りにも後ろの方でない

ですか。ここ入って行って車でも行けるのだよと言っても、車の通る道でさえちょっと狭くなっている。そういう状況ではないかと私は思います。ぜひ高齢者の方がわかりやすいように、包括支援センター、書いてありますよね、包括支援センターはこちらですって。それでもちょっとなかなかわかりにくいのかなって思いますけれども、そういう部分で町の包括支援センターの場所的な部分を、今後検討をしていかななくてはならないのかなと、私は考えますが、この点について町長のご見解をお伺いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この件につきましては、第4次の総合発展計画の中での、公共ゾーンの建設する内容、第一には保健福祉センターということでの位置づけをしております。これは、保健福祉センターの建設については、ことしは設計調査、来年度、23年度、24年度には保健センターの2カ年事業ということで建設を予定しております。その間まで、若干、現在のこの庁舎内の施設というか、本庁あって事務所が5つに分かれているということは、本当に町民に対しまして不便をかけておることから、やはり保健福祉センター、そのものについては最優先的に建設をし、だれでもが保健の問題、医療の問題、介護の問題、それらの対応できる保健福祉センターを建設してまいりたい、その間まであと2年半くらいあると思いますけれども、ご容赦願いたいと思います。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） それでは、役場の包括支援センターまでの道のり、例えば包括支援センターまではこう行きますよというような感じで、何か個々の看板だけでなくもうちょっと親切に、あと駐車場をきちっと確保していただくとか、やはり見えやすいように、わかりやすいように、ぜひ配慮をお願いしたいと思います。

そして、あの、高齢者の方が、最後になりますけれども、この亘理に住んでよかったと言えるような、そういう一生が送れば、私はいいと思います。そういう部分で2025年のこのピークを迎える15年後を見据えながら、しっかりと現時点から計画を検討していただきたいと思います。

それでは2番目の、女性特有のがん検診の無料クーポン券の継続についてお伺いいたします。

女性特有のがん検診受診率向上を目的に、21年度補正予算で乳がん、子宮頸ガン

検診の無料クーポン券が配布されました。乳がん、子宮頸ガンの受診者の実態と、従来の年度と比較しての受診率の変化はいかがだったでしょうか。

また、国が言っているがん検診受診率50%に向けて、本町の取り組みとして今後も継続していくべきと、私は考えますが、町長のご見解をお伺いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 受診率はまず乳がん検診につきましては、平成21年度は7,759人の対象者で受診者は1,221人で率で申し上げますと16%でありました。最近の2年間の実績を申し上げますと、平成20年度は対象者が5,747人で受診者は1,137人で、率で20%。そして19年度は対象者6,801人で受診者が1,167人で率が17%ということで、その年度によって若干の開きがあるようでございます。

次、子宮ガン検診でございますけれども、子宮ガン検診につきましては、県対がん協会の検診車による検診は終了しておりませんが、岩沼のスズキ病院にもお願いしておることから、受診しやすいように検診日程を長くとっており、3月までとなっておりますので、中間での数字となりますが、平成21年度の対象者は7,997人で、1月末日での受診者は1,464人で率で申し上げますと18%となっております。同じく、平成20年度は対象者が5,753人、受診者1,266人、率が22%です。19年度は対象者が6,576人で受診者が1,260人の19%の受診率となっております。これらの内容についても、乳がん検診同様若干の年度によって開きがあるということでございます。なお、両検診とも平成21年度の対象人数は多くなっておりまして、町で通常行っておる検診対象者のほかに女性特有のがん検診推進事業対象者である乳がん検診については、奇数年齢以外の46歳と56歳の方が、子宮がん検診については偶数年齢以外の21歳、31歳、41歳の方が対象に対象人数に加わっているために、多くなっており数字となっております。

今後の町の取り組みについてですが、国が思ったほどの受診率の伸びがなかったこと、対象年齢を各市町村で実施している年齢に合わせて実施したいなど、要望が多数ありますが、現在はわかっている内容では条件がすべて21年度と同じで変わりはなく、唯一22年度において変わるの補助率が2分の1に下がるということでございます。

また、23年度以降の補助率が現在のところ不透明なこと、そして町が長年実施してきた対象年齢と合わないということ、事業そのものの期間が5年間と聞いており

ますので、その後はまたもとに戻すことになり、受診者が混乱することも考えられます。確かに無料であれば有料よりは受診率が上がると思いますが、今述べましたことなどを踏まえて、やはり隣接市町村の動向を見ながら検討をしてみたいと。

なお、町といたしましても受診率向上に向け、さらなる住民への受診の働きかけと少しでも受診しやすくするための環境整備が必要と考え、22年度は乳がん、子宮がん、両検診とも受診医療機関を1カ所ずつふやして実施する計画でございます。このことと数字そのものについては、町の検診による受診率と、また個人として医療機関に行って受診している方もあるということもご理解願いたいと思うところでございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） この無料クーポン券は第一次の補正予算だったものですから、去年の10月、11月ころから、もう本当に役場の担当課の方たちは大変な思いでこの無料クーポン券に取り組んでくださったと、そのように私は思っております。そういう中で、受診率が思うように伸びなかったというような話ですけれども、少しは、全国的には伸びているのです。そうすると、本町はやはり取り扱うところの病院が、ススギ病院1カ所だったり対がん協会だったり、何かそういう関係でなかなか受診したくとも病院に行けない方とかがいて、なかなか受診率が伸びなかったのだと思いますけれども、先日岩沼の方、それから名取の方とかのちょっと議員とお話する機会があったのですけれども、岩沼・名取・仙台は国が2分の1、でもあと市できちっと対応するという、そういう方向を示したそうです。隣接の部分では、岩沼・名取、あと仙台、山元町の方はちょっと難しいみたいですが、そういう部分で、ぜひ女性の健康、やはり女性が健康であれば何となく明るくなるのでないでしょうかね。家庭の太陽であります、地域の中でお母さん、あと婦人の方が元気であれば本当に楽しくなるのでないかなと私はそのように思っております。そういう部分で、やはり継続をしていただきたいと思っておりますけれども、再度ご答弁をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 女性だけでなく男性も元気であることが、そして家族ともども元気な家族であれば、明るく希望にわく生活ができるのではなかろうかなと思っております。

ます。そういう中で、先ほど名取・岩沼について2分の1に下がっても対応するというお話でございましたけれども、これについて担当課長に調査をさせていただきまして、それらを踏まえて検討してまいりたいと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） 子宮頸ガンはご存じだと思いますけれども、検診と予防ワクチンで大体100%予防できると言われております。主な原因が何かヒトパピローマウイルスというのが感染して、そしてがんになるのだそうです。このウイルスが10年かけて変化してがんになるみたいなのですけれども、定期検診をきちっと受けていればがんになる前に発見でき、早期の治療が100%治療できると言われております。乳がんは、そういう方法はありませんけれども、やはりこれも定期的な検診が必要です。ぜひ、本当に女性だけでなく、男性の方もぜひ元気でいていただきたいとは本当に心からそう思いますけれども、女性の健康の部分で、昨年無料クーポン券できまして、これでもまだ2分の1は自公政権の中で、この事業であれば多分5年間はこのような推進ができたのだと思いますけれども、政権が変わりまして半分以下になったというのが現実です。来年はまた3分の1になるか、4分の1になるか微妙ではありますけれども、2分の1であれば何とか町の助成をしていただいて、前向きにしっかりと、もっと皆さんにアピールする、期間的な部分はあります、去年は9月、10月のあたりから無料クーポン券という、そういう動きでなかなか周知ができなかった、皆さん一人一人には無料クーポン券対象の方には届いてはおりますけれども、まだまだこれからが無料クーポン券の力が発揮できるのかなと、私は思っておりますので、ぜひ前向きに検討していただきたいということを、強く要望いたしまして質問を終わります。

議長（岩佐信一君） これをもって佐藤アヤ議員の質問を終結いたします。

次に1番。小野一雄議員、登壇。

〔1番 小野一雄君 登壇〕

1番（小野一雄君） 1番の小野一雄であります。

私は、「わたり温泉鳥の海」の諸問題と公共ゾーンについて2点についてお伺いをしたいと思います。

まず、冒頭に2月28日、チリ地震津波による警戒避難指示、こういった方々に対してお見舞いのご苦労さまを申し上げておきたいと思っております。なぜならば、これか

ら質問いたします「わたり温泉鳥の海」は、津波の一番近いところに位置し、災害の危険のおそれのある箇所でもあるわけですから、そのように申し上げておきたいと思えます。

そこで1点目ではありますが、先ほどから同僚議員の関連で質問がありました。平成20年2月6日にオープンいたしました「わたり温泉鳥の海」、開業以来本当に2月末現在で46万1,000人という多くの利用者があったと町長からお話がありました。しかしながら、その反面、多くの利用者の方々からいろいろな不平不満、苦情、こういったものも出ておるのも確かでございます。この辺について、ぜひとも町長の方からご質問答弁いただきたいわけではありますが、そこでまず第1点、1番の苦情の多いテーマであります、これは条例を改正をして、この料金の値下げをひとつやっていたきたい。

これは、現行800円の通常の入浴料金を500円にしていっていただきたいということですが、町長の答弁をお願いします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ただいま小野一雄議員にお答えをいたします。

ご案内のとおり20年の2月に「わたり温泉鳥の海」をオープンするに当たりまして、すべての利用料金を平成19年11月臨時議会においてご説明を申し上げ、可決をいただいたところであります。現行の料金体系で運営していることは、議員各位もご承知かと思うところでございます。そこで入浴料金の設定については、県内の日帰り温泉施設のデータを収集したところ、当施設と同様に天然温泉でありシャンプーやボディーソープを常備し、ドライヤー等の設備を有している日帰り温泉施設の料金設定が800円から1,200円となっておったところでございます。

また、前の施設であります亘理町国民保養センター「鳥の海荘」の入浴料金も、休憩室利用型であり800円となっており、実質値上げを行わずに多くの方々にこの効能高い温泉を利用していただきたいという思いもあり、これらを総体的に勘案して800円ということに料金を設定させていただいたところでございます。

なお、会社帰りのサラリーマンや近所の方々にも利用しやすいように、19時以降の入浴料金は500円に設定し、より身近に地元の温泉を感じていただきたい、いつでも気軽に利用していただきたいという思いで、7時以降は500円ということで設定させていただいたところであります。以上であります。

議 長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄君） 今、町長の方から料金設定についての考え方聞かせていただきました。この問題については、当初温泉がオープンした当時、私も質問した経緯があるかと思えます。しかしながら、オープン以来もう丸2周年が経過した。当初の、あの当時の町長の答弁の中には、単に金もうけだけの商売だけの問題ではないのだと。先ほどのいろいろな関連質問の中にもありましたけれども、公共の福祉というものもあるのだということでありました。そういうことを考えるならば、その余りもうけにこだわらないのだという点を考えてみれば、もう少しお客さんが、町民の方々あるいは利用する方々が利用しやすいような体制、システム、こういったものを私はつくるべきではないかというふうに思うわけですが、その点いかがですか。

議 長（岩佐信一君） 町長。

- 町 長（齋藤邦男君） この800円を値下げしてはいかがなものかということでございますけれども、やはりこの「わたり温泉鳥の海」の経営安定と、収支の健全化、そして建物の償還等もあるということ、さらには先ほど来申し上げたとおり天然温泉そのものについても他市町というか、施設を見ますと800円が通常の料金ではなかろうかということで、設定させていただいたわけでございます。そういうことから、先ほど申し上げたとおり、亶理町の温泉浴場そのものについては5階建ての展望浴場であるということもかみ合わせながら、この800円ということで設定をさせていただき、地元利用型ということで7時以降は500円ということで設定をさせていただいたところがございますので、当分の間、この料金体制でいきたいと思っておるところでございます。

議 長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄君） 当分の間ということで、話であります、私も何度か出向いているししながら動きといいますか、利用状況などを私なりに見ておるつもりでございますが、残念ながら、今、町長がおっしゃった要するに19時以降の割引料金あるわけですね。800円から500円に切りかわる。切りかわった途端にぞろぞろとお客さんが入ってくると。その前は本当にがらんとしている。こんなのが現状だというふうに私は見ております。

したがって、この関係、例えば今までもいろいろな一般質問の中でもありました。19時を1時間下げるとか、2時間下げると、こういった問題についてどうするのだ

というような意見もありました。その答弁は、運営委員会に審議させるというような勝手の意見も、町長の答弁にありました。この辺は審議会に審議させた、運営委員会に審議させた結果はどうになりましたか。

議長（岩佐信一君） 副町長。

副町長（齋藤 貞君） 町長にかわりまして私の方から答弁申し上げたいとおります。

この件の料金につきましては、当然運営審議会での審議事項になっておりました。それでその前に例えば800円を500円にした場合、昨年の平成21年度の決算の数字で申し上げます。9万7,662人が昼間の入浴利用者でした。300円値下げしますと2,900万円のマイナス減収になります。2,900万円を仮にカバーするとすると、約6万人、5万8,597人が多く入らなければならないということは、約1.6倍でございます。これが、先ほど町長が言いましたように一つ経営面からの考察でございます。

それから、時間的な、曜日的な面ありますけれども、むしろ土曜、日曜、特に日曜日については、ちょっとお客さんが入り過ぎかなと。来たお客さんに対して大変申しわけないなど。むしろ、日曜はもう少し値上げすべきかな、なんて面があります。というのは、県内でも「かっぱの湯」ですか、あそこたしか日曜が1,000円、普通の日が700円とか600円の時もありますね。そういったところもあります。

それから、もう一つは時間によって7時を5時にしたらいいんじゃないかという意見も審議会の中にも出ております。こういったもろもろのことを現在検討をさせていただいてます。したがって、もう少し、やはりお時間をいただきたいということは、800円の中には休憩室料も入ってます。あの休憩室につきましては、前の議会の中での鈴木議員にお答えしましたが、非常に前の鳥の海温泉の流れを引きずっているというか、客層の面で、やはり組織と同じように、いわゆる遺伝子とよく言われますけれども、お客さんのレベルもどうも引きずっているなど。どういう点が引きずってるかという、持ち込んで食べてはだめですよ、保健所の指導によってと言いましても勝手に持ち込んで、あるいはまた他人の迷惑を見ないで寝そべったり、そういった非常にマナーの悪いお客さんがいるわけでございまして、それも休憩室の中に入っております。ですから、休憩と入浴料金を分けるべきじゃないかという考えも、一方にはあります。そういった温泉の運営方法をしているところもあります。ここ2年を経過した中で、いよいよ本格的にそういったところに踏み込んでいくべきときが来たなということで、我々も考えているところなので、この料金

の値下げにつきましては、もう少しお時間をいただきたいと。これは相当、やはり経営面を考えてないとだめですし、あるいは利用状況に応じたやはり設定の仕方というのは必要になってこようかと思えます。必ずしも価格は需給だけで決まるものではないということも重々承知しております。もうちょっと時間をいただきたいと、これはもう真剣に今検討中でございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄君） 今、総支配人の方から検討、いろいろな問題について検討しているのだということですが、この関係は、これも1つは公共の施設といってもある面では特別会計であろうとも、やはり経営面はしっかりと考えて運営しなければならないというのは、私も十分承知しております。したがって、しかしその反面商売であれば薄利多売という方式があります。要するに、安く料金を下げたお客さんをどんどん呼べと。私は、こういうふうを考えておるのですが、この辺についてはいかがですか。どう考えますか。

議長（岩佐信一君） 副町長。

副町長（齋藤 貞君） 当然おっしゃるとおりであります。

したがって、さっき申し上げたとおり、同じ、いわゆる9万7,662人の昼間利用者、いわゆる約3,000万円のマイナスがカバーできるかどうかというような一つの検証というか、要するに予測ですね。これらを先ほど高野議員がおっしゃってましたように、計数から割り出していく、この必要があるかどうかとおります。この必要があるかと思えます。この辺の分析まだ終わっていないので、これが大体見通し立ったらいろいろと策を講じていきたいと、このように思っています。以上です。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄君） 確かに800円を500円にした場合、どのくらいいろいろな収入面での差があるのだということ、私もいろいろ計算してみました。確かにおっしゃるとおりであります。しかし、私が言いたいのは、町長がやはり町民に対しては低価格で最大の効果を上げる行政サービスをするのだということを実日の施政方針の中でもお話がありました。やはりこういった面を町民は期待しているのです。一昨年の答弁の中に、町外の利用者が6割ぐらいただと。町内は4割ぐらいただというような話もありました。したがって、私はこの割引の関係、後でお話し申し上げますが、要は町民に対してはやはりワンコインであります500円で自由に入れるような体制、こ

ういったものが町民が望んでおります。私もあらゆる会合でこういったお話、温泉利用のお話をさせていただいております。しかし、返ってくる答えは何で800円なんだと。何で500円にならないのですかと、こう言われるのです。これは条例で決まっているということを言えばそれっきりののですが、やはり条例は我々がつくるものでありますから、やはりお客さんの利用しやすい、町民が、多くの町民が同じ条件で利用できるような体制、仕組み、こういったものをやはり我々は考えていくべきじゃないのかと。総支配人のお話にありました。確かに計算してみるとウン千万くらいのいろいろな、単純にこの人数で言いますとこうなります。しかし、もう少しお客さんを呼べばその辺のペイはできるわけです。カバーできるわけです。その辺についてももう一度、ちょっと答弁お願いします。

議 長（岩佐信一君） 副町長。

副町長（齋藤 貞君） 先ほど申し上げましたもう少しというのは、いわゆる1.6倍でございますから、約6万人のプラスと。6万人ということは、現在9万7,000人でございますから、極めて簡単な数字じゃないというような判断をしています。ですから、これらがクリアできれば当然考えていきますし、もう一つ、休憩室をいかにすべきかということも一つのテーマになってくると思います。その点も含めた考えの中で、今後進んでいきたいなど。料金につきましては、そのように思っております。

議 長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 2番に移ります。ちょっと1番と関連がありますので、2番目に移りますが、今、入浴の回数制限、こういったもの今2回までとしておりますけれども、何で2回にしたのだというまず根拠をひとつ教えてください。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 当施設については、日帰り浴場については、入浴回数は2回までとなっておりますのでございます。これについても、議員さんたちご案内のとおり、この「わたり温泉鳥の海」そのものの温泉そのものは源泉100%ということであるため、効能が高いということ、そしてよく温まり、冷めにくいゆえに利用される方の中には湯あたりを起こす方も多く見られるわけでございます。これについては、今までに職員による介抱というか、浴場に入って介抱した方が約30人ほどおります。さらに、具体的に申し上げますけれども、救急車による搬送15回を搬送して対応しておる状況があるということから、2回ということにしておるわけでございます。

よって、日帰り入浴の回数制限を外すと、短時間のうちに3回とか、4回と入浴するお客様が出てきて、これまで以上に事故等の増加が考えられることから、利用者の健康状態や当施設の風紀維持の観点から、入浴回数を制限しておるところであります。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄君） 人間というのは、私は不思議な動物だなと思っているのです。どこに行っても、何回でだめよと言われると何でなんだというような気持ちになって、今、町長の答弁の中では、いろいろ短時間の間に多回数といいますかね、3度も4度も入浴するといろいろな事故防止の面から2回に制限しているのだということでもありますけれども、私は2回と制限しないでフリーにしておいた方がいいのではないかと思うのです。といいますのは、例えば特定の定められた料金を払って入浴します。実に4回も5回も入る人、本当にまれだと思います。例えば、100分の何%ぐらいしか私はおらないのじゃないかと思うのですけれども、そういうことで、いろいろ2回に制限した問題については、私も理解できないわけでもありません。いろいろな休憩室の利用の問題、休憩室が2階にあるために、いろいろ同じ人でなくて、すりかえて今度別な人がただで入浴するのじゃないのかというような事象も実はあったやに聞いております。

また、逆にそうしようかという話も聞いたことがあります。そういった、例えばそういうふうに、ただでペロンコしても、全然そんなの経営に影響ないと、そんなのは、ごみだというふうに私は考えていいのじゃないかと思うのです。それよりも大局的に物事を考えて、いかに客を集めるか、来ていただくかということをやはり考えてみるべきだと思うのですが、その辺はどうですか、支配人。

議長（岩佐信一君） 副町長。

副町長（齋藤 貞君） 実は議員さんおっしゃるように、大変利口な方がいらっしゃって、券をやりまして、2回というような、結構います。ただ、少し大きい目で考えてとおっしゃいますけれども、なかなかみんなそういう面では利口な方が非常に多いのです。ですから、ここはこのことについては、ある程度シビアにいかないと、やはりいかないのじゃないかなというふうに思うのでございます。特に、あその場合は複合施設なので、単にふろだけじゃないです。宴会もあります。レストランもあります。宿泊室もありますということで、そういった複合施設があるだけに、非常

にそういう面では、運用面では単純ではないといえますか、我々想定して始めたことが想定外のことが結構起きてるわけです。ですから、前から言ってますけれども、2年経過した中で、そういったいろいろな問題というのも蓄積されてきていますから、こういった点も先ほど来、言ってますように整理したいなど。ですから、極端に言いますと、休憩室はどうするかと、閉鎖するかという問題も実は現場では起きてます。それで、休憩室は休憩室で別にすれば、料金問題もインサイトになる。では入浴1回だけと。通常的には、我々温泉利用しているのは1回というのは常識だと私は思ってます。何回もというのは部屋別になりますね。あるいは部屋代を別にとるか。そういった形になろうかと思えます。我々の場合のところは、先ほど言ったようにそこを複合的なところなので、大変運用が難しいです。それをそろそろ整理することもあり得るかなということでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄君） 私はやはり、構造的な部分に問題があったのかなと思ってます。私もいろいろな場でいろいろな会合の中でお話を聞いてみて、あそこは2階と5階だからだめなんだと。同じフロアに浴場と休憩室があれば、そういったいろいろなペロンコの問題とか、そういった問題は解消できるのではないのと、最初の設計がまずいのじゃないのと言われたこともあります。これは参考までに。しかしながら、そういった部分を含めて、ひとつじっくり検討していただきたいと思えます。

次に移りたいと思えます。

3番目でありますけれども、何らかの都合で当日利用できない利用者への後日利用ということで対応策考えてくださいということなのですが、要は先ほど町長の方から宴会の入浴サービス、これはこの辺がメインになろうかと思えますが、その辺お願いしたいと思えます。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 日帰り宴会のお客様に対して、入浴サービスということで実施しておるわけでございまして、これらについては、お客様から大変好評をいただいておりますところでございます。

これまでも、あくまでもサービスであるとの観点から、当日限りということでの利用で運用してまいったところでございますけれども、今までの内容を見ますと利用率が全体で50%程度かなと思っておりますところでございます。特に、夜の宴会の場

合については、やはりアルコールが入ると、それから入浴しないということで、利用率は極端に低いように感じておるところでございます。

さらには、アルコール飲用後の入浴は事故につながる確率が高いとも言われておりますので、控えるようにということで、当施設においても啓発しておるところでございます。

そういうことから、先月の2月15日から宴会当日を含めまして3日間の有効の入浴券を、これは試行的に発行しております。今後は、利用されるお客様のモラル、入浴サービスの活用形態及び利用状況等を見ながら、お客様へのサービス向上の観点から恒常的なサービスにしていきたいとも考えておるところであります。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 今、町長から本当に快い答弁がありましたので、余り意見を申し上げる必要ないと思いますが、この問題いろいろ苦情がありました。

せっかく法要とかやって、あそこ結婚式の帰りとか利用すると、そうして行ったら、着物着てって温泉に入って帰ってくださいと言っても入れますかと。当日限りだと。こんなサービスどこにもないよねと。こんな苦情が私にも再三ありました。

実は、私らもいろいろ利用するわけでありましてけれども、本当に宴会前、宴会後というのはなかなか難しい部分があるなというように思います。ひとつ、この入浴後のサービス、二、三日という試みようということでありましてけれども、ぜひいろいろなデータをもとにしながら、リピーターの発掘にひとつ当たっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

4番に移りたいと思います。

町民の割引制度の導入の問題であります。町民割引制度、やはり亘理町民に優遇策、こういったものを考えてもいいのではないかとということではあります。いかが思いますか、町長。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この件につきましても、オープン前に十分に協議をさせていただいたところでございます。町民の割引制度の導入は、その時点では行わない旨決定し、オープンに至ったところでございます。

その大きな理由といたしましては、町民の方と町外からのお客様の区別ができないということが第1点でございます。区別するためには、全町民に証明書を発行し

なければならないと。その証明書を持ってこなかった、あるいは紛失した、あるいは町外の方にその証明書なるものを貸し出しや使い回しなどの不適切な使い方も起こり得ると考えられ、苦情やトラブルの原因となってしまうことから、協議の結果、「わたり温泉鳥の海」は、一律の料金体系で運営をしまっておるところでございます。

なお、ご案内のとおり、隣の施設にあります介護予防拠点施設健康センターですが、これらについては1回300円ということでございます。これらについても、おかげさまで一日平均八十二、三名の利用者があるということから、年間で2万9,000人の利用者を数えておるところでございます。

そういう中で、今後も「わたり温泉鳥の海」は本町の観光拠点施設並びに町民の憩いの場として、「わたり温泉健康センター」は、町民の健康増進センターとしてそれぞれ位置づけ、本町の貴重な資源であるとともに、町民の宝でもあります「わたり温泉鳥の海」を有効活用し、観光事業並びに町民福祉のために職員一丸となって邁進していきたいと思っておるところでございます。

そういう中で、ご案内のとおり、オープン2周年目というキャンペーンといたしまして、2月15日からこれについても3カ月の限定期間ではありますが、岩盤浴場、昼夜を問わず現在1,800円のところを1,200円ということで、特別料金で提供し、一層の利用促進を図っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄君） いろいろな問題あるのだということではありますが、私は同じ町民として整合性のとれない部分があります。それは何かといいますと、先日いろいろ今度オープンします亘理運動場、こういった部分については町内割引制度がある。優遇策といいますか。しかし温泉はない。この辺について、やはり同じ町民として同じ税金を払っておいて、どうしてこんなに違うのだと、この辺について、ひとつもう一度答弁お願いしたいと思います。

議長（岩佐信一君） 副町長。

副町長（齋藤 貞君） なぜ同じなのだということにつきましての理由につきましては、今町長が申し上げたとおりでございます。しかしながら、議員おっしゃるとおり、亘理町民としてのやはり差別をあっていいのではないかというの、我々のところにも届いております。この件につきましては、十分に問題点をさらに洗い出しまして、

町民の方が納得するようなどいいますか、いい方向で、これも知恵を絞っていきたいと思います。

先ほど、齋藤町長が申しあげましたとおり、いわゆる3日間延ばしたということにつきましては、実は運営委員会の中では10人の委員の方、お一人お一人にお伺いしたら十人十色でございました。それだけ、層が三つの層ですね、一般公募の方、学識経験者、それから団体代表ということで、それぞれの立場がやはり考え方がいろいろ違います。結果、事務局の方にお任せいただきまして、私も入らないで、当然所長以下現場の考えで、今回あのような結論にまず出させていただいて、試行的にやっっていこうということになったわけで、やはり町民の方々のご希望なりご意見というのは、恐らく十人十色だと思います。それらを我々として吸い上げまして、いい方向にぜひ持っていききたいなど、これももう少し時間をおかしたいなど、このように思います。以上です。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄君） 古い話で大変恐縮なのですが、かつて国民保養センター時代、スタンプを押して何個たまったら1回サービスよというような制度がありました。実は、私、記念にとっておるのですが、例えばこういった制度でも私は町民だけでなくて利用するの方々に対するサービスの向上になるのではないかなど、思うわけですが、この点については、導入についてはいかがですか。

議長（岩佐信一君） 副町長。

副町長（齋藤 貞君） この件につきましては、先ほど齋藤町長も申しあげましたとおり、岩盤浴、現在1,200円ということで3カ月の試行期間、これにつきましては、10回すれば、スタンプ1回ごとに押しまして10回で満杯になるのだよね、（「そうです」の声あり）それで、1回できるということで、とりあえず岩盤浴から導入させていただきました。まず、1つ1つ今やっているという、全然やっていないわけではなくて、まずいろいろ試行錯誤の2周年を迎えまして、やはり先ほど申しあげましたように一つはお客さんの需給だけで決まるものではないし、値ごろ感もありますし、値段の発見ということもございますから、1つ1つ検証しながらやっているところです。まず岩盤浴から始めてみました。スタンプですね。この結果を見て、また随時判断していきたいと思います。以上です。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 本来であれば大浴場の方もこういったやつで試みをやっていただき
たかったなと思うわけでありますが、少し前進したのかなということで、次の2番
目の質問に入りたいと思います。

公共ゾーンの利用計画についてであります。現在土盛りされております状態の
公共ゾーン、今後の利用計画について伺いたいと思います。

そこで1点目ですが、現在設計段階にある施設と申しますか、建物、こういった
ものについて伺いたいと思います。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 公共ゾーンの今後の利用計画、そして現段階の建物についてはとい
うことでございますけれども、これらについてはご案内のとおり第4次の総合発展
計画の中で登載しておるところでございます。その中で、最も緊急に必要な建物と
いうことで、保健福祉センターを建設しようということ、平成22年度、今年度
の中でこれらについても亘理町保健福祉建設検討委員会という会がございますので、
検討してまいりたいということでございます。

そして、23年度、2カ年事業になろうかと思っておりますので、2カ年事業とい
うことで建設に向けて、今後関係機関とも調整をしながら進めてまいりたいと思
っておるところでございます。

議 長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） そうしますと、今、設計段階にあるのは、この保健センターだけだ
ということですか。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） この公共ゾーンについてはご案内のとおり、12万7,000平米の土地、
それについて5つの公共の建物が建設予定にしておるわけでございます。これら
の設計そのものについては6月の時点で補正予算で対応し、さらには平成23年度に
建設事業費を予算化いたしたいと思っておるところでございます。以上ございま
す。

議 長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 1番と2番、ちょっと関連がありますが、ひとつこの今、町長の方
から12.7万平米ということで、この土地はいつごろ幾らで購入したのですか。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） この土地そのものについては、公共ゾーンそのものについては12万7,000でございますけれども、それらのアクセス道路ということで4万5,000平米、合わせまして17万2,000平米を購入させていただいたわけでございます。

この公共ゾーンそのものの取得に当たりましては、ご案内のとおり逢隈西部ほ場整備の非農地ということで、買い上げをさせていただいたところでございます。これについては、平成17年、18年、18年だな、私なっからだから、ちょっとこの具体的な日にち、これについては後で担当の方から申し上げますけれども、これらについてもやはり整備をすべきではなかろうかと思っております。以上でございます。

（「金額」の声あり）金額も、今、資料、その分まで質問ございませんので。

議 長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 詳しい、詳細な部分については、購入した年月、金額、その辺を後ほど示していただきたいと思えます。

2番に入りたいと思いますが、今、町長から5つの建物を計画しているのだということではありますが、この建設計画について順序立てて。例えば保健福祉センターは23年度建てますよと、順序立ててひとつお願いしたいと思えます。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） これらの5つの建物については、ご案内のとおり、第4次の亘理町総合発展計画の中で5つの施設をつくるということにいたしておるわけでございますけれども、順位づけについてはやはり前期の基本計画、それによりまして来年で終了するわけでございます。総合発展計画の前期分。それで後期分の計画の中で、順位を、総合発展計画審議会委員の方々にご相談しながら決めていただきたいと思っております。先ほど来お話しのとおり、第1には保健福祉センターの建設、第2番目にはやはり古い順序からという考え方を持っております。そういうことから役場庁舎、2点目、そして第3点目がやはり子供たちの食育の問題もございまして、学校給食センター、そして町民会館、さらには体育館の順序になるのか、これらについても総合発展計画の審議会の中でいろいろと議論を重ねながら進めてまいりたいと思っております。

議 長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 今、町長の方から第4次総合発展計画の、ことしは前期、要は18年

から始まって27年までの10カ年計画のうち今年度、22年度は前期最後の、最終年度になるということで、いろいろ発展計画見ますと、19年度までこの公共ゾーンについては整備をするのだというふうに書いてありました。この辺、ちょっと、今、町長の答弁とちょっとずれがあるのですが、この辺はどうなのですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 計画そのものようにいけば、何か苦勞はしないと、私は思っております。なぜかと申し上げますと、ご案内のとおりリーマンショックとか、ドバイショック等による景気の伸び、さらには国におかれまして三位一体の改革に伴いまして地方交付税の削減とか、さらには昨年9月から政権交代した内容によりまして、地方にとっても国にとっても厳しい財政運営を強いられておることから、やはり計画どおりやりたいのですけれども、それらの財源の確保、やはり最初に建物を建てるのは必要かと思えますけれども健全財政を基本にしながら、さらにはやはり国からの借入れの問題、それらを十分勘案することから、やはり二、三年おくてもやむを得ないのかなと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 町長の手腕だと思いますが、先ほどの施設の建設予定順序といいですか、この中に役場庁舎の問題がありました。確かに大変、随分使い尽くしたなどという感じします。この役場庁舎の問題について、実は当議会側で住民との懇談会の中で問題提起されました。どうするのですかと、役場庁舎の跡地利用については、どのように考えているのですかと。残念ながら、議会側は執行権がありませんから、当局の考えを聞いて答弁せざるを得ない、こういう状況でありました。

そこで、町長にお聞きしますが、この今、2番目に計画しました庁舎を移転した場合、この跡地はどのように考えてますか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これらの内容についても、後期計画の審議会の中で跡地利用についても審議会に諮って決定をいたしたいと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 確かにそのようになろうかと思いますが、懇談会で私も傍聴させていただきました。その中で、意見については、いろいろな住民の方々の意見にもこ

んなのがありました。「役場が移転しまうと寂しくなるなど。あそこのにぎわい、今までのにぎわいがどうやって今後保っていくのだ」と。そして、またその跡地利用についても、今、審議会の話がありましたけれども、できるならば、やはり公営のいろいろなそういう公共的な機関、こういったものを持ってきていただきたい話がありました。こういった考えについては、町長、どう思いますか。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ただいまのこの跡地利用について、この施設を利用するという内容でのご質問かという、そういう内容ですか。（「うん」の声あり）これらについても、この建物そのものは、やはり老朽化が甚だしいということでございますので、やはり解体しなければならない、新たにこれらの施設を耐震補強して使うことは現時点では難しいのかなと思っております。しかし、それらの内容についても、先ほど来申し上げておる審議会の方で審議をしていただきたいと思いますと思っております。

議 長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） この庁舎の問題については、先日の21年度の一般会計の補正予算の中で、積立金が1億円ということで、端数ありますけれども、計上されたと。補正の中で。しかしながら、22年度の当初の一般会計の中では全然積み立てされておらない。この関係について、ひとつご意見を伺いたいと思います。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ご案内のとおり、財政調整積立金、そのものについては、やはりその年度の歳入財源をもって、歳出の財源に充てるのが一般会計の基本でございます。それで、今回の21年度補正におきまして1億円積み立てたというのは、地方交付税の増額があった、さらには歳出の中での精査の結果によって、積み立てすることができるといふことで、その財源が確保することができることによつて、今回積み立てをしております。そういうことで、基金残高そのものについては現時点で8億3,000万円ほどの積立額になっておるわけでございます。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 基金残高が8億3,000万円だということは、やはり庁舎を移転するのだという希望の光があるのかなと、私は理解しております。

どうか、ひとつ最後になりますが、この目標に向かって残された5カ年の中で最

大限全力を尽くして、ひとつ第4次総合発展計画の実施に向け、完成に向けて、頑張ってくださいように希望を申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

議長（岩佐信一君） これをもって小野一雄議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は午後3時00分といたします。休憩。

午後 2時49分 休憩

午後 2時59分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、初めに小野一雄議員に対する答弁を行います。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 先ほどの質問の中で、公共ゾーンの取得年月日、そして面積、そして金額につきまして、回答させていただきたいと思います。

公共ゾーンにつきましては、平成16年12月8日に仮契約に結びまして、平成16年12月16日の亘理町議会の12月定例議会におきまして議決をいただいて締結したものでございます。全体の面積については、17万2,374平米。この内訳でございますけれども、まず公共ゾーンの面積でございます。12万7,369平米、公共ゾーンは12万7,369平米。アクセス道路ということで4万1,076平米、アクセス道路4万1,076平米。そのほかに、公共ゾーンの南側に町道がございます。町道西郷高屋線、ここの分の面積が1,696平米、町道西郷高屋線1,696平米。そのほかに町道神宮寺高屋線、ここの面積が2,233平米、町道神宮寺高屋線が2,233平米で、合計17万2,374平米で、取得価格が8億6,551万8,800円でございます。以上のとおりでございます。

これより一般質問を行います。

19番。安細隆之議員、登壇。

〔19番 安細隆之君 登壇〕

19番（安細隆之君） 19番、安細でございます。

質問は、2点伺います。

一つは平成22年度の生産調整についてと、それから第4次総合発展計画について質問します。

その前に、生産調整の（2）の水田利活用に関しては、戸別所得補償制度の新たな制度の柱ということとあわせて、私は産業建設常任委員会の委員ということで、

所管の調査項目にしたということで、調査事項に該当するため、今回は質問を割愛させていただきますことをよろしくお願いいたします。

それでは、第1問の生産調整について質問いたします。

意欲ある農家が水田農業を継続できる環境を整えることを目的に、平成22年度より戸別所得補償モデル対策が実施されます。

大豆等の集団転作など、昨年まで稲作農家の方々の協力により生産調整の目標面積を達成してきましたが、取り組んでいる大豆等の集団転作への大幅な交付金の引き下げにより、米の需給調整や生産調整の達成にも、そして今後の営農計画にも大きく影響するものと考えられます。

そこで、次の質問を行います。

大豆等の集団転作が取り組めるように、町として対策を図るべきと考えますが伺います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ご案内のとおり、生産調整そのものについては昭和45年度からスタートいたしまして、40年経過するわけでございます。そういう中で、今、ご質問のとおり大豆等は生産力向上や自給力向上を図る目的で、集団転作が推進され、面積及び取り組み方に応じて交付金が加算され、転作組合等はこれらに応じて営農計画を策定し、集団転作を実施してまいったところでございます。しかし、水田利活用自給力向上事業において、大豆等はこれまで需給調整に参加してこなかった農家が参加しやすい制度にする目的で、生産調整の達成にかかわらず全国統一単価で面積に応じ交付される交付金体系に見直されたことから、交付金単価が今まで6万円が3万5,000円に減額されております。主食用米とあわせて、大豆等を生産する農家においては、米の戸別所得補償モデル事業において、主食用米生産面積から一定面積を控除した面積に対して、定額の1万5,000円があわせて交付されることから、影響は少ないものと考えております。

しかしながら、大豆等の生産を主体的に行う転作等組合においては、米の戸別所得補償モデル事業による主食用米に対する交付金がないことから、交付金の減額の影響を受けることになるわけでございます。

このため、水田利活用向上対策事業においては、制度変更に伴い交付金の交付額が現行制度に比べて大幅に減少する転作組合等に対して、激変緩和措置を講ずると

ということとされております。

この交付単価については、現時点では国・県等で調整中でありますので、国の施策の詳細が確定した後に、転作組合等が今後とも集団転作に取り組み、生産力向上、自給率向上が図られるよう、現行制度の交付金単価を基本にしながら、町においても何らかの検討をすべきではなかろうかと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 安細隆之議員。

19番（安細隆之君） 特に、今、町長の答弁の中にありましたように、この転作、特に大豆の転作については、去年もそうですけれども、22年度の計画についても亶理町の場合は転作目標面積が約910町歩ほど計画されているわけですが、その中で大豆の部分が大体100町歩前後というような、去年の例を見れば今年度も同じような面積になるのかと考えるわけですが、特に亶理町の転作の生産調整の部分については、特に100%の、今回の新たな制度の中でも100%達成していかないと補償も得られない部分もありますし、亶理町の中でもやはり大豆等の集団転作、あるいはローリング方式やっている地区もあるわけですが、それをやっていかないと亶理町の目標は、現時点といたしますか、今後もやはり達成するのが難しいのかなというふうに思うのです。ただ、その達成しなければそれで済むのかというと、いろいろな制度上の国からの補助制度ももちろん入ってこないし、国全体の需給調整なり、あるいは亶理町なりの中でも営農計画自体も難しくなる部分も、町長の答弁の中にもその部分ありますけれども、やはり国の政策の対応、決定してから亶理町で何らかの対応するというようなことでありますけれども、やはり今、この各亶理町内の各地区、今、生産調整の数量、多分調整といたしますか集計しているのですけれども、今の段階で出しておかないとなかなか難しくなるというのだから、農家の方々も対応の部分でちょっと苦慮しますし、あとは作物自体の計画もつかなくなっていくのかなと考えますけれども、その辺どうなのでしょう。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この生産調整については、先ほども若干触れましたけれども、昭和45年からスタートいたしまして40年経過する中で、亶理町はこの生産調整の達成率がいずれも100%であったということ、まずもってお知らせをしてみたいと思います。

そこで、この生産調整そのものについて、各地区におきましての集団営農説明会

を実施しておるわけでございますけれども、これらの内容、そのものについて産業観光課長が具体的にその辺について答弁をさせたいと思います。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） それではお答えいたします。

まず、今の制度の中のご説明申し上げます。

今、水田利活用需給力向上対策事業、これは転作にしているところに対しまして、補助金を差し上げるという。（「ちょっとすみません、よろしいですか」の声あり）

19番（安細隆之君） 水田利活用部分については、先ほどちょっと言いましたように質問しないことにしましたので、この部分については。

産業観光課長（東 常太郎君） 大豆のことですね。（「はい」の声あり）大豆のことにつきましては、水田利活用向上対策事業で3万5,000円もらえるということなのでございます。この昨年度までは6万円ほどもらったのですけれども、ことしの政策につきましては3万5,000円だと。ただこの3万5,000円の内訳は、まだ県と国の段階で、今調整中でございます。というのは、麦・大豆・飼料作物、これが一律3万5,000円で交付するというような話でございますが、この3つの作物についても甲乙、要するに単価を3万5,000円じゃなくて極端な言い方をすれば、大豆の方は3万8,000円とか。あと、麦については3万2,000円とか。あと飼料作物については2万8,000円とか、そういった単価を制定しなくてはいけないのではないかなというような国の方針でございます。その中で、今、宮城県で遅くなっている原因は、先ほど議員がおっしゃったように、22年度のこの生産調整作物の数量を今チェックしているのです。その数量の度合いによって、この単価を調整したいと。確かに3万5,000円で国では示してはありますが、この麦につきましては若干上がるのかなと。ただ、この中で激変緩和措置とあります。昨年度は6万円もらっておりますが、激変緩和によるということは昨年度6万円に対してことしは3万5,000円ですから、2万5,000円足りません。その分をこの激変緩和で少しその6万円に近づけるような措置をしたい。そのお金が、宮城県の方には10億円ほど来ているのです。その10億円を先ほど言った作物に単価をつけて、激変緩和のお金を各市町村ごとに配分をしたいということで、今、調整中でございます。

大変、作付する期間になっておりますが、確かにすぐに種もみ買って作付するの

大変と思いますけれども、3月末にこの大豆等のお金については明確になるのではないかとございますので、もしその単価が明確になり次第、早急に集団組合、そういうおのおの方々に町の方から通知してあげたいなと考えております。

また、町の方ではとも補償の関係で、毎年、昭和40年から減反調整やっておるのですけれども、とも補償の観点で、ことしもそういう大豆転作等について食料需給総合対策事務経費の中で、県の補助、国の補助を見ながら、その辺は昨年度に引き続きやっついていかないと、先ほど議員がおっしゃったように、今、大豆転作の方で約100町歩ほど大豆の転作して回っております。そういうこともありますので、その国の補助を見ながら、集落営農組織や大豆団地転作組合の方に町の方で交付していきたいなと考えておりますので、もうしばらく、その単価のほうについてはお待ちいただきたいなとは考えております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 安細隆之議員。

19番（安細隆之君） 先ほど、課長のちょっと説明があったのですが、6万円の部分の話については、いずれその激変緩和の部分じゃなくて、その産地づくり交付金が2万3,000円来てて、団地加算の分については4町から8町歩までは3万2,000円、それから8町歩以上については3万7,000円って、その8町歩以上の団地があれば合わせて6万円になるという話なんです。ですから、その激変緩和については、今までそれに経営安定対策費として2万7,000円ほど来ていたわけですが、この部分については多分来るのかなという感じはしますけれども、今の段階でいくと、いわゆる大豆の転作については3万5,000円のみという部分の中で、今国なり、県の方で数量見ながら調整しているというわけですが、ただ、この段階で見ると、単純に計算していくと10アール当たり2万円ぐらいの交付金の部分が減っていくという部分だということだね。だから、その中で、先ほど国なり、県の方での単価の部分で調整しながら、決まれば町として対応したいという話なのですけれども、今の段階で、例えば国が決まったらしないのか、するのか、あるいはそれなくても町の部分で、やはり今の情勢見ればせざるを得ないでしょうというような判断があるのかないのか、ちょっと。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これについては、やはり基幹産業であり、農業であるということから、上積みも検討、現在しておるところでございます。これ、額については、やは

り国の制度が確定と同時ぐらいまでには決定いたしたいと思っておるところでございます。

議 長（岩佐信一君） 安細隆之議員。

19番（安細隆之君） 今、上積みも検討しているという、町長の答弁なのですけれども、その上積みという答弁の中に数字的な部分がたしかあると思つての上積みということが出てくると思うのですけれども、その辺どうなのでしょう。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 昨年度の補助額に近づけるような方法で検討しておるところでございます。

議 長（岩佐信一君） 安細隆之議員。

19番（安細隆之君） ぜひ、特に生産調整については、別に農家の方に交付しなさいとか、町の方で補助しなさいとか言うのでなくて、さっきもちょっといろいろ町長の答弁でもありましたように、集団転作とかあるいは各地区の中でいろいろな転作の部分について目標面積何とか頑張って取り組んでいるわけですけれども、やはり亙理町の場合、全体の生産目標を達成することによって、今、町長言ったように亙理町の稲作の経営基盤というのが安定すると思うのです。やはりそれらを十分に踏まえながら、対策を練るといふことが大事なものですから、ぜひ今の町長の答弁の部分で実現するように願つて、この部分については質問を終わります。

それから、第2問の第4次総合発展計画について質問いたします。

平成21年度に総合発展計画の前期事業の進捗や効果等を検証しながら、後期計画への円滑な移行を図るため、住民満足度調査を実施する予算を計上しています。そこで、次の点をお伺いいたします。

まず、1点目に、どのような調査を実施したのか、お伺いいたします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 第4次亙理町総合発展計画は、ご案内のとおり平成18年3月に議会の議決を受けて18年4月からスタートしたところでございます。

この総合発展計画は、町の総合的かつ計画的な行政の運用を図るために、本町の町政運営の基本方針、すなわち10カ年計画を示した基本構想と、前期基本計画で構成しております。前期の基本計画につきましては、平成22年度を最終年度としておりますので、計画終了期間が近いということから、後期基本計画策定に当たりまし

ては、昨今の国・県・並びに本町を取り巻く社会経済情勢等も踏まえ、基本構想は継承しながら、前期基本計画を精査し、より重点的にかつ実効性のある後期基本計画を策定する必要があると考えております。

そのために、数多くの町民参加は大変重要であり、条例に基づき各種団体や住民代表55名で構成する亙理町総合発展計画審議会を2月26日、先月の2月26日に審議会を結成させていただいておるところでございます。

また、幅広く町民の意向を十分把握する必要がありますので、現在実施してある「企画提案型制度」や「町長と語る日」「ほっと通信」「各種団体との意見交換、すなわち出前講座」などで得られた意見も取り入れながら、町民ニーズの把握、あるいは計画への参画・反映に努め、平成27年度を見据えた持続可能な亙理町のまちづくりの施策の方向性をまとめ、これらについても町議会の皆様のご指導・ご協力をいただきながら、計画を策定してまいりたいと考えておるところでございます。

そこで今回の町民意向調査につきましては、厳しい財政状況の中で、町民皆様の意識・意向を反映し、今後のまちづくりを重点的かつ効率的に推進するため、町内にお住まいの20歳以上の町民の中から無作為に2,000人を抽出しご協力をいただいたところであります。町民意向調査につきましては、1,086人から御回答いただき、回収率については54.3%という数字になっておるわけでございます。

そこで、今回の住民意向調査の内容につきましては、大きく分類いたしますと7項目に分かれております。

まず、本人が記入するということ。そして2点目が、現在の生活環境における評価と今後のまちづくりの施策について。3点目が住民意識や住民参加について。4点目が定住、住みたいというか、定住意思について。5点目が、町の重点事業は何ぞやということ。さらには、6点目が町の産業振興の方策等について。7点目になりますけれども、町の将来像について。そして、さらに亙理町の現状や将来について自由に記載していただくような内容となっております。以上の観点から、意向調査を実施しておるところでございます。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 安細隆之議員。

19番（安細隆之君） 今回の満足度調査については、平成17年にも第4次総合発展計画をつくる時、意識調査したわけですが、そのときの回収率といたしますか、そのときは43.1%ということで、今回は半分以上の方々の回収があって、大分町民の

方々も関心の部分も深まってきたのかなという感じはします。そういう中ですね、この調査した中で、先ほど町長が今までの事業等についての精査をして今回の後期計画について作成するというような話があったわけですがけれども、そこで2番目になるわけですがけれども、その満足度調査の部分について、今、項目について説明あったわけですがけれども、どのようなとらえ方というのですか、前回のときは全体で今後取り組むべき施策ということで、1番目に医療体制の充実なり、あるいは高齢者福祉の充実、3番目に公共交通機関の充実、4番目に下水道や排水処理の施設の整備、そして5番目に道路の整備とあと何項目かあるわけですがけれども、この部分については、どのようにまず精査というか、考え方を整理されているのかお伺いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） それでは、第2点目の内容を検証してどういうとらえ方をしているのかについて、お答え申し上げます。

町民意向調査の内容の検証についてでございますけれども、現在、調査の意向内容を詳細にわたりチェックしておるところでございます。大まかには集計しておりますけれども、さらに詳しい内容については、分析中ということで、主な内容ということで、ご理解をいただきたいと思っております。

現在、今申したとおりの単純集計での町民が望んでおる優先すべき施策の内容を申し上げますと、部門ごとに申し上げますけれども、生活環境分野では「バス、すなわち町民乗り合いバスや鉄道など、公共交通の利便性の向上」が最も多く、次いで県道、一般県道でございますけれども、「県道や町道などの身近な生活道路の整備」ということで、整備が大きくなっております。

また、社会福祉分野では、「高齢者福祉対策の充実」が最も多く、次いで「介護保険体制の充実」ということになっております。

さらに、教育文化分野では、「女性・青少年・成人・高齢者等のための生涯教育支援体制の充実」が最も多く、次いで「地域コミュニティ活動の活性化」ということが挙げられております。

そして、保健・医療分野では、「地域医療体制の強化」が最も多く、次いで「保健・医療・福祉が一体となって機能する在宅介護・施設介護支援事業の充実」となっております。

また、消防・防犯・交通安全分野においては、「道路の歩道、そして道路等の交通安全施設、すなわち防護柵あるいはカーブミラー、道路反射鏡ですね、カーブミラー等の整備」、そして「地震等の防災対策の強化」さらには「防犯に対する啓蒙啓発と防犯体制、（これについては防犯灯の設置）の強化」となっており、以上のような意向内容で挙げられておりますので、これらの調査結果を十分に反映させながら、計画の素案をまとめてまいりたいと思っておりますのでございます。

議長（岩佐信一君） 安細隆之議員。

19番（安細隆之君） 確かに今回の満足度調査については、今、各項目ごとに説明あったわけですが、今回のこういう調査の部分でこういう考え方が、町民の考え方が出てきましたよと、確かにいってその部分については反映させたいという部分はわかるわけですが、それでは前回のそのこういうこと重点的に取り組んでくださいよと、取り組みますよということで、町でその計画書つくったわけですから、その部分を整理しないで、この部分が町民の声としてあるから今回の後期計画に入れますよでは、やはり通用しないと思うのです。その辺、もう少しどのような整理の仕方しているのか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 現在、企画財政課の方で、その分析も含めながら検討しておりますので、まだ先月の26日、第1回目の総合発展計画の後期計画の1回だけやったものですから、今後の計画等についてを含めまして、担当課長からご説明を申し上げます。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それ以外の調査内容でございますけれども、現在まだすべてが調査完了していない状況でございますので、齋藤町長が先ほどご答弁したとおり、単純集計でしかまだまとまっておりません。そういうことから、後期計画に町民の意向調査を反映させるために、調査項目の中には町の将来についてとか、亘理町の現状についてと将来についての自由な記述がございます。これらをしっかり分析させていただいて、それらを参考にさせていただきながら、前期計画の調査と後期計画の調査については、ほとんど余り大きな違いはないような形で、企画財政課の方の企画班で調査内容を精査して調査を実施させたということでございます。ただ、この意向調査の分析に関しては、地元のNPO法人の活用をぜひお願いしたいとい

うことで、1年前からこういうふうな要望がございましたので、こちらの方で指導をさせていただきながら、最終的な調査報告書をまとめさせてということでございますので、間もなく今月末までで完了というようなことなものですから、もう少したちましたら出てくるということで、そのときにはまた詳細にわたってご説明をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 安細隆之議員。

19番（安細隆之君） 確かに、その2月26日に審議会を開催したということなのですが、少なくともその審議会を開催する前には内部の段階で、前期の部分についての検証する必要があると思うのです、私は。それで内部で検討した中で、審議会を開いて、皆さんの意見をもらうなり、あるいは委員の方からいろいろなご意見があった中で、やはり対応しないと、恐らく前には進まないと思うのです。その辺どうなのでしょう。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって、第1回目の2月26日はやはり55名の方々にご委嘱を申し上げ、さらには今後のこの総合発展計画の後期計画についてのスケジュール等、そして皆さんとの、委員の方々55名によるところの自己紹介等ございまして、今後の対応については企画財政課長の方から答弁をいたさせます。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 今回、当然ながら総合発展計画の審議会を2月に開催したわけでございますけれども、ここではやはりスケジュールを、まず委員の委嘱を申し上げて、このような内容で22年度末まで後期計画を策定するというようお願いしたわけでございます。ただ、大事なことは、基本構想に基づきまして、前期計画が22年度で終了になるわけでございますけれども、それらの前期計画の達成状況を調査して、その検証をした上でこの町民の意向調査も含めて、後期計画に反映させるというふうなことでございますから、まず第1回目の会議ではスケジュールをお話しして、今後3月末にもう1回今年度開催を予定しておりますので、そこで前期計画のこの実施状況の達成状況のシートなんかも含めながら、意向調査について部分的に間に合う項目等あれば、委員の方々に情報を提供するという形でやりたいということで、今進めているわけでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 安細隆之議員。

19番（安細隆之君） 今回の満足度調査の部分については、前回の資料を見ますと若い方々、20代なり30代の部分の町に望む施策の部分については、こういろいろ見えてきた部分あるのですけれども、まだ今回の資料は全然我々には届かないわけですが、若い20代、30代のお母さんたち、お父さんでもいいのですけれども、それなりの方々の調査の項目の中でどういうものがあつたものか、簡単に結構でございますので、説明をお願いします。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは、調査のまず男女の比率については大体2,000名で、回答いただいたのが1,086人ですけれども、男性48.6、女性が50.5というふうな状況でございます、女性が多かったです。その中でのご質問のように年齢構成でございますが、一番多い年齢層が50代で22.4%、続いて60代の22.1%、70代の16.4%、40代の12.5%ということで、大体40代から70代まで。調査に関しては80代以上については、やはり今回の調査については小規模にしたいということで、数字は、2,000人の抽出の中ではわずかな人数を抽出した関係もございまして、80代の数字はないですけれども、大体7割ぐらいがこの年代です。それで大変残念だったのは、20代で7.7%、30代で11.9%ということで、20%、若い年代層で下回ってたというふうな状況でございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 安細隆之議員。

19番（安細隆之君） それでは、3番に入っていきたいと思います。

先ほど、町長の話もありまして、今、分析中ということでございまして、後期計画に向けてどう生かされているのかということで質問いたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この意向調査の結果については、まず最初に職員によるところの班長会議や、そして課長会議で構成しておる企画調整会議などでの内部組織で調査結果の分析の上、内容をまずもって検討してまいりたいと考えておるところでございます。

また、現在、職員による前期基本計画の施策の検証を行っておるところでございます。今後、予定しております各種団体等の意見交換会でご説明と協議、さらには町民の方々に組織いたします総合発展計画審議会においてご説明を申し上げ、その後これらの調査結果内容について、総合発展計画審議会の中で審議をいただきながら

ら、後期基本計画を策定してまいりたいと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 安細隆之議員。

19番（安細隆之君） 特に、この満足度調査の部分にこだわるわけではないのですが、先ほど、ちょっと若い方の声が見えない部分があるという話をしたのですが、特に、一般的に満足度調査をした場合、町長もたびたび暮らしやすさNo.1という部分でいろいろ21年度の施政方針の中にも文言を入れて取り組んでいるわけですが、一般の方々から見ると、その満足度調査というのはやはり亶理町に住んでどれくらい満足があるのかという部分については、特別、今、あの前回の計画につくったように医療体制の充実とかという、いろいろそう立派な文言あるのですが、それ以前に、やはり働く場所があるとか、あるいは同じ働く場所があっても子供を保育所なり幼稚園に入れるのもすぐそばにある、いっぱいあるから入れやすいとか、あるいは賃金は岩沼1,000円だけど、亶理町だったら1,500円ぐらいの賃金がもらえますよとか、日当ですよ、アルバイト。パートでも結構ですが、そういう部分の便利さの部分が一番実感として、亶理町に住んでみたい、あるいは退職してからの人が亶理町にどんどん人口ふえているということを行いますけれども、やはり若い方が住んでこないとなかなか活力が生まれません部分ありますので、そういう満足の部分、その辺はちょっと今後の計画にどう生かされるのかという部分もあわせるけれども、その部分については、町長この満足度調査の内容についてはどう考えているのか、ちょっとお願いしたいと思います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この意向調査そのものを十分に尊重しながら、さらにはまずもって最終的には審議会の委員の方々の審議の内容を十分にいただきながら、そして子供たちが定住でき、そして都会に住んでいる方が亶理町に戻ってくるようなまちづくりが最も大事だと思っておるところでございます。

そういう中で、やはりこの総合発展計画後期計画は、やはり総合的に老若男女そのものの意見を集約するのが基本計画ではなかろうかと思っておりますので、これらについては、先ほど担当の課長から申されたとおり、1カ月に一遍ずつぐらい、さらには緊急を要する場合については2回ぐらいもやってもいいのではないかと、そういう中で集約を図りながら、ただいま安細議員から言われたように「住んでみたい、住んでよかった」と言われるようなまちづくりを推進していくべきではなかろうか

とおっしゃるところでございます。

議長（岩佐信一君） 安細隆之議員。

19番（安細隆之君） 今、町長が戻ってくる方が一番大事だというような話の中で、さっきもちょっと話出したのですけれども、今回の22年度の施政方針の中で、「町民一人一人の暮らしやすさNo.1」という文言が消えているのですね。何回か見たのですけれども。文言なくなったなと思ったのですけれども、その辺どうして文言がなくなったのか。やはり一番の暮らしやすさNo.1、町民一人一人が暮らしやすいというところが互理町なんですよという部分というの、ということは、やはり町民目線の町政だと思うのです。ですから、一番大事なところはそこだったのです。私も大好きなのです、その文言は。ただ、今回については「ぶれない理念」とか、「ぶれない町政運営」というのは、やはりトップの部分の目線でこう来るのかなと私は思っています。ですから、やはりその「暮らしやすさNo.1」というすばらしい文言あるわけですから、やはりその部分の中で、町政運営というか、後期計画の中にも入れるべきなのかなと、私思っていますし、その辺どうでしょう。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ご案内のとおり第1期目の平成14年には「思いやりの心で3万6,000町民と力を合わせ、安全で安心できる豊かなまちづくり」、そして2期目の平成18年には「暮らしやすさNo.1」その上にポスターには、「清新」、「清い」「新しい」、「清新互理暮らしやすさNo.1」そして町民一人一人が暮らしやすさを、そして住むことへの安心と誇りを実感できるまちづくりということでしたわけでございますけれども、今回の施政方針については暮らしやすさNo.1、そういうもの私ほろっちゃったなと思っておりますので、それらについては、やはり今後そのような意気込みで「暮らしやすさNo.1」を目指して、町民の力をかりながら進めてまいりたいとおっしゃるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 安細隆之議員。

19番（安細隆之君） 今度の総合発展計画後期計画というのは、やはりきれいな文句なんて並べなくて、私、いいと思うので、やはり町民の目線の部分があるとして施策の中にも入れるように、あるいは町民から見ても、あるいは議会の中で見てもこの部分については町民から求められた部分があったとか、あるいはそのまちづくり基本条例だのをつくったのは、そこがやはりあるわけですから、後期計画の中にも

やはり町民の思っている部分の施策が入れるような、計画にぜひなることを期待して質問を終わります。

議長（岩佐信一君） これをもって安細隆之議員の質問を終結いたします。

この際、あらかじめの時間延長を申し伝えておきます。

次に、12番。佐藤 實議員、登壇。

〔12番 佐藤 實 君 登壇〕

12番（佐藤 實君） 12番、佐藤 實でございます。

私はまちづくり基本条例制定後の取り組みについてということで、5点ほど質問をいたします。

まちづくり基本条例制定後の取り組みについて。

まちづくり基本条例が制定されて2年目を経過しようとしております。この間、町当局としていろいろと取り組みをなされ、協働のまちづくりを展開しておりますが、町民の方々の参画がよい事業と不足している事業があるやに思います。

と申しますのは、町内会や行政区の事業については、会長や区長を介して取り組みをしており、また広報等活用している方々は周知して参画しておりますが、町内の一部の方々にはまちづくり基本条例や協働のまちづくり制定の内容等、何をするのかわからない方がおられることも事実であります。その点対策を講じた上で、現在取り組んでいる事業と、今後町当局としてのどのような計画を推進していくのか、次の点についてお伺いします。

一つ目として、基本条例制定後の各種事業はいかかなものでしょうか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 初めに、本町ではご案内のとおり、平成20年4月に県内で初めてとなります「亘理町まちづくり基本条例」を制定・施行させていただいたところでございます。ご存じのように、自治体運営では、地方自治法という法律が存在しますが、これは全国共通ルールで、まちづくり基本条例はこの法律により、全国共通ルールに本町の総合発展計画を踏まえ、亘理町のまちづくりの実現に向け、具体化したものであります。

平成12年4月に、地方分権一括法が施行され、この施行により市町村も国・都道府県と対等・協調の関係にあると位置づけられておるところでございます。本町では、このような時代の変化を的確に理解し、憲法第92条の「地方自治の本旨」の精

神を念頭に、本町において以前から取り組みを進めてきました町民との「参加と協働」を条例により制度化したものでございます。

亘理町まちづくり基本条例の基本理念であります「まちづくりの主体は町民である」ことを深く認識し、自治の充実を図るためにも、町民と行政が話し合いを持つ場をふやす環境づくりや、情報の共有化により一人一人の「意識改革・意識づくり」を進めることができると考えておるところでございます。

ここで、ご質問の条例制定後の各種事業につきましては、第4次亘理町総合発展計画並びに協働のまちづくり計画、これについては（基本指針・行動計画）に基づき、各種事業を実施しているところでございます。

平成20年度と21年度は一般公募による町民と各種団体の方々、そして町職員を対象に人材育成講座、これについては平成20年度、21年度についてもおのおの6回ずつ開催をいたしたところでございます。

また、まちづくりにかかわる各種講座や、講演会の開催や町民と行政との情報の共有化を図るため、「亘理町まちづくり出前講座」、これについては39回、を平成20年度11月より制度化し、35のメニューを設け、行政情報の提供と共有を図りながら、意見交換等を行い、大変好評をいただいております。

そのほかには、本年度から新たに3つの制度がスタートいたしております。

まず、1つ目は、「亘理町まちづくり企画提案事業」でございます。

これについては10件ほど提案されております。この制度は町が新たに取り組むべき制度や事業・事務処理方法の改善、さらには経費の削減、そのほかまちづくりに関する企画提案を募集する内容であります。採択された場合は、町で取り組むこととしておるところでございます。

二つ目は、「亘理町まちづくり団体支援事業補助金」。これについて4件提出がございまして、町内を活動範囲とする10人以上の団体等がみずからの企画提案により実施するまちづくり事業で、上限額、金額で30万円以内で交付することとしておるところでございます。

3点目は、「町長さんいらっしやい事業」でございます。

町内の小中学校の児童生徒を対象に、総合学習の一環として、郷土に対する愛着と誇りを持つ人間形成を図ることを目的に、新たな取り組みを実施しております。

先日の河北新報にも報道されておりましたが、先月の2月22日、私が吉田中学校に訪問させていただきました。中学生1年生と2年生の生徒に亘理町の歴史・文化、さらには亘理町の農産物の特産品、そして環境問題等について、いろいろと説明を申し上げた後に、ご質問が多々あったわけでございます。これらのご質問の内容を踏まえまして、お子さんたちの意見も大事だなと思っておりますので、この中で反映をしてみたいと思っております。

これらの事業の参加につきましては、問い合わせも多いことから、新規に企画した事業としては徐々にではありますが、まちづくりの効果ができているものと思っておりますし、今後とも期待をいたしておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤 實議員。

12番（佐藤 實君） いろいろ事業を展開しておりますが、一応かなり講座から出前講座、いろいろまちづくりの企画、提案、事業など、まして学校の生徒にまでそういうふうな浸透しているということ、大変いろいろやられているなというふうにご覧いただいておりますけれども、今、1番目、2番目まで何か参加者までお答えいただいたので、私はその中で結構でございます。私は別に1番目が2番目がどうのこのじゃなくて、いろいろこの中で、たしかこの2番目お答えいただいた中には、制定の意味のわからない方という大変失礼ですけれども、私同様何か区長を介してとか、そういう方々と一緒にやっている方はそういう内容等を全部説明いただきながらやっつけようというふうな形の方でございますけれども、また独自に広報等などを利用してそういう内容を精査しているというふうにご覧いただいております。そういう方で参画しているというふうな形の方でございますから、なおかつ、私の知っている人でも、ちょっとこういう内容がわからないのだよ、どうなのやという話が聞かれたときもあったので、その点について、その制定の意味わかってないという方、大変失礼ですけれども、もう一度その点答弁願いたいと思います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この「亘理町まちづくり基本条例」そのものについての位置づけは、先ほど申し上げたとおり、地方自治法の基本があるわけでございますけれども、町といたしましても国の憲法に値する重要な条例だと認識しております。そういう中でのやはり大きな柱といたしましては、「協働のまちづくり」ということでいろいろメニューを立てておるわけでございますけれども、ただいま佐藤議員から申され

たとおり、まだまだ町民に浸透してないということでございますので、広報等におきましてお知らせをしたい。

これについては、協働のまちづくりそのものについては、町の広報で連載で参画していただきたいということで、毎月のわたり広報でお知らせをしておるわけでございますけれども、もう少し見出しなどをはっきりとして、ぜひ読んでもらえるような広報づくりというか、この分について新たに強調しながら進めてまいりたいと思っておるところでございます。

議 長（岩佐信一君） 佐藤 實議員。

1 2 番（佐藤 實君） 町長にだけそういうふうな町がどうのこうのと言う前に我々もそういうことを知らせなきゃならないという義務もあると思いますので、その点もあわせていろいろ宣伝、あるいは広報したいと思いますので、その節にはいろいろとご協力をお願いしたいと思います。

続きまして、1、2 終わりました、同じような事業計画なので、3 番、4 番あわせて質問いたしますので、よろしくをお願いしたいと思います。

現在、取り組んでいる事業と今後の計画事業をどのように推進するのか、お伺いいたします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） まず、「現在取り組んでいる事業」と「今後の事業計画」であります。が、「現在取り組んでおる事業」につきましては、先ほどもご説明申し上げた内容であり、今後の事業を充実をさせながら、継続して実施してまいりたいと思っております。

そこで、「今後の計画事業」につきましては、現在町民の方々と検討を進めております「まちづくり協議会」の立ち上げについて、住民主体のまちづくりの観点から、関係者・関係団体等の理解を深めながら進めてまいりたいと考えておるところでございます。

「まちづくり協議会」は、ご案内のとおり、地域の絆を重視し、きめ細かな地域づくりを実施するとともに、地域の課題を解決するための一つの手法と考え、行政単独では解決のできないこと、あるいは町民だけでは解決できない課題がある場合に、お互いに不足している課題解決方法を補い合いながら、協力し、課題解決に向けて取り組みを行うことと認識をしているわけでございます。

地域協働のまちづくりを進めるためには、その核となる「まちづくり協議会」につきまして、現在行政区長と意見交換を行っておるところでございますので、ご了承承願したいと思います。

議長（岩佐信一君） 佐藤 實議員。

12番（佐藤 實君） 今、いろいろと取り組んでいる協働のまちづくりの内容と説明ありました。我々も区長さん方、あるいは町のそういう進めて推進している方々にお話を聞いて、我々もそういう中に参画できるものはしていきたいと、そういうふうにして進めてまいりますけれども、町当局側よりも住民も一緒に、常にそういうような気持ちというよりも体的に同時に協働、そして共助していただければ、我々もそういう点については当局側だけじゃなくて町民全体でそういうことを考え合うというのが、一つの趣旨、目的が達成できるのじゃないかとそういうふうにして次の5番目の質問に入ります。

ということは、この5番目はまちづくり応援団の結成活動について提言ということでございますけれども、それにあわせて町長の考えをお伺いしたいと思います。

応援団といってもスポーツの応援団とは違って、行政や地域づくり事業等に住民の地位や自主的な提案を生かすためのものでありますので、従来の諮問機関とか、何々協議会といった官制とは異なる住民主体の組織を結成し、定期的な検討会などを開き、活動するものであります。住民参加型の行政を推進するため、町民主体のワーキンググループの設置などを盛り込んだ、メンバーには今第4次総合発展計画のいろいろな面々の方々が発表されておりますけれども、そういう方々で構成して活動してもらおうということなどの考えを持って質問するわけでございますけれども、その点、町長のお考えはいかがなものでしょうか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいま佐藤 實議員がおっしゃるとおりかと思うところがございます。まちづくり応援団の結成など住民主体組織の活動が活発になることは、地域の活性化や住民におけるまちづくりへの参加にもつながり、私といたしましては大変喜ばしくもうれしくも思っておるところでございます。

さらには、まちづくり協議会を立ち上げることにより、地区の活動拠点施設を充実させ、活動しやすいように努めるとともに、地域や各種団体の自主的な活動を積極的に支援してまいりたいと思っておるところでございます。

町といたしましても地域や各種団体の活動につきましては、町民皆さんを支える大切なまちづくりの基盤と考えておるところでございます。今後、これらの活動が新たな公共の一翼を担うものであると期待しており、全体のまちづくりにつながるものと考えておるところでございます。

特に、地域協働は行政主体だけでも町民主体でもないと思っています。やはり亙理町まちづくり基本条例に基づきまして、共通の目的な達成するためにも力を合わせて新たに住みよい亙理町を築いてまいりたいという考えを持っておりますので、町民の方々の積極的な協働のまちづくりについて、積極的に参加いただきたいと願っておるところでございます。特に、このような厳しい行財政の中にあっては、町でできる内容そのものについては限定されると思いますので、町民の力をいただきながら、特にソフト面についてぜひご支援をいただきたいと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤 實議員。

12番（佐藤 實君） 今、町長の見解をお伺いしたわけでございますけれども、最初申し上げたように提言しということで、今はお考えをとということで質問いたしましたので、私なりに資料ありますので、ちょっとだけ提案の内容を触れさせていただきたいと思います。

ある町の応援団のことでございますけれども、この町は一応、今、町長が言われるように財源不足、そしてそういうようなお金、あるいはそういう町財源をなるべく使わないで、そして町民、そして町の職員の方々みんなそういうお金をなるべく使わないような方々を来て集まっていたいて、そういう提言主体を、メンバーをそろえてやったそうでございますけれども、ちょっと読ませていただければ、やはり、今、我々がやっておる第4次総合発展計画の中の、我が町は後期でございますけれども、この町は最初の初年度でこういう形をつくったようでございますけれども、やはり町民主体のワーキンググループの設置を盛り込んだものを受けて、メンバーは総合計画策定に参加した町民に町内のボランティア団体関係者26名構成されて、応援団の発足後は定期的に討論を続け、まちづくりのテーマということで決めながら子供・環境問題・交流・そして福祉のテーマに集約し、テーマごとに4ないし8グループをつくって具体的な提案を行うための議論を進めて、そしてグループごとに、さっき町長が申されたように、住民が行う事業とそして住民と行政が

行う事業、行政にやってもらいたい事業などを分類して、討議をしながら、まちづくり応援団提案報告書なるものを町長に提出して、その内容を検討していたと。そうすれば、お金のな予算的な問題も若干緩和されて、まちづくりの推進のために応援をいただけるのではないかなと、そういうふうな、私になつては安易な考えと思われるかも知れませんが、いろいろとそういうような提案がありますので、ひとつ町長のいろいろな面で協働に対してのまちづくりを述べていただきたいと思ひます。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 先ほどからご質問にご答弁申し上げているところでございますけれども、これからはやはり町民によるところの企画提案型を推進してまいりたいと思ひっております。

さらに、先ほどの総合発展計画の審議会が2月26日に行ったわけでございますけれども、55名で、これについても全体会議や部会方式で5部会に分けて部門ごとに検討をさせていただき、そして最終的には55名の集約をもって後期計画を策定するというところで考えておりますので、この住民によるところの企画提案が最も大事ではなかろうかと。それも例えば女性、子供、あるいはスポーツ団体、部門ごとでも結構ですので、ぜひ提案型をお寄せ願えるよう、議員の方々に対しましてもお願いを申し上げたいと思うところでございます。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 佐藤 實議員。

1 2 番（佐藤 實君） 最後のほうになります。いろいろと町長にお伺ひして、その答えがいろいろと出てきております。なお、最後の方になりましたから同僚議員がいろいろ質問したのに重複するようなご返事もあったかに思ひますけれども、その中でまちづくりというのはやはり誠心誠意、本当に体的にもいろいろと使うというか、強靱な町長の職務、激務の中の本当に激務じゃないかと、私はそう推察しております。そして、同僚議員に先ほどお答えしました、3期目に向けての決意という答えに、町長は一応進みたいというような話ではっきりしたお答えはなかったですけれども、でも私は私なりにそれをそのように受けとめて進むものだと思ひて質問しておりますので、この協働のまちづくりということは、大変大事なことであり、今後進めていく上では精神ともに体も大事にして頑張りたいと思ひて、質問を終わります。

議長（岩佐信一君） これをもって佐藤 實議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。本日の一般質問は通告7番までとし、通告8番からの一般質問はあす行うこととし、本日の会議はこれで延会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、残りの一般質問はあす午前10時から継続することにいたしました。

本日はこれで延会いたします。

長時間にわたってご苦労さまでした。

午後 4時15分 延会

上記会議の経過は、事務局長 佐藤 正 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 岩佐 信一

署名議員 相澤 久美子

署名議員 渡邊 健一